

議案第 24 号

平成 32 年度使用教科用図書の採択方針について

平成 32 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

平成 31 年 4 月 23 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 平成 32 年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、「教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）」）に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討部会は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告すること。
- (3) 平成 32 年度使用小学校用教科書については、「小学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）」）に登載されている教科書から採択すること。
平成 32 年度中学校用教科書については、平成 30 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、「特別の教科 道徳」を除き、平成 27 年度採択における調査研究の内容や 4 年間の使用実績を踏まえ、採択すること。
特別支援学級用教科書については、児童生徒の障がいの種類、能力、適正等をおかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (4) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

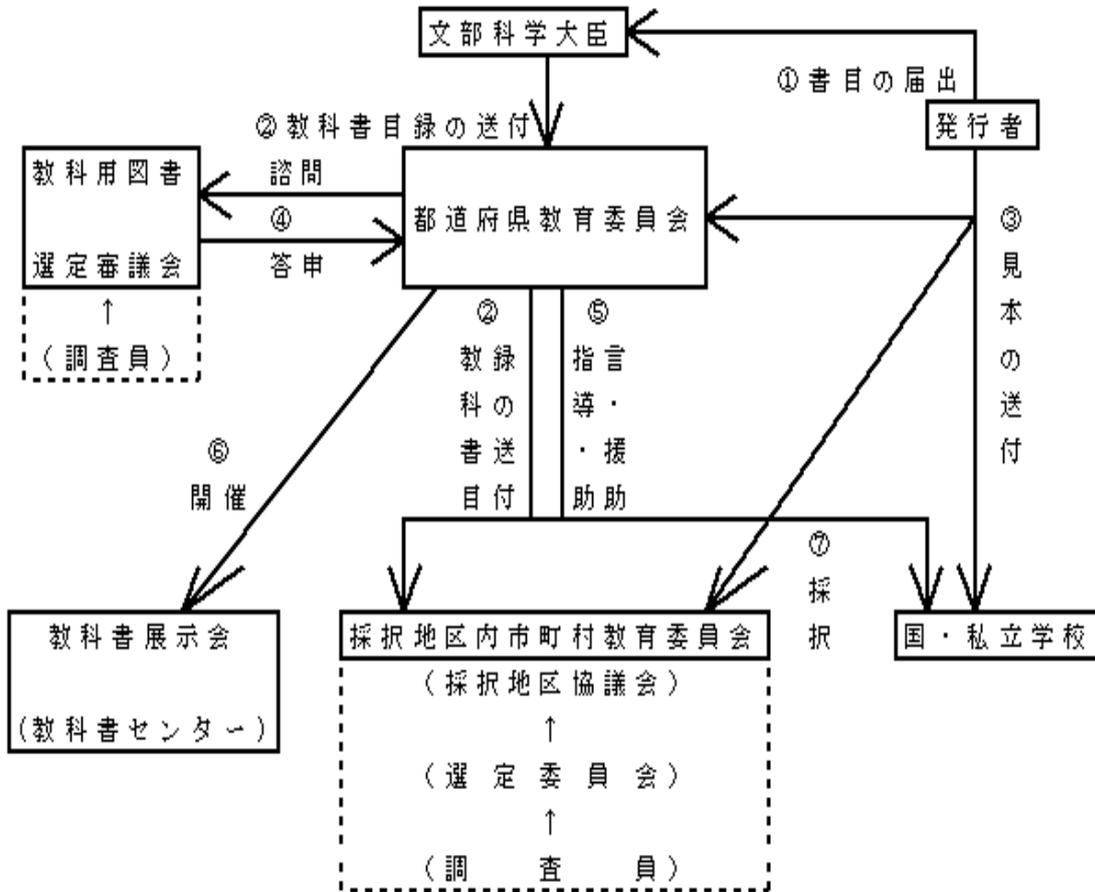
2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。

令和2年度使用教科用図書採択のスケジュール

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	4/23(火)19:00～ 市役所大会議室	教育委員	・教科用図書採択方針の 決定
第1回 小田原市教科用図書 採択検討部会	5/20(月)15:30～ 合庁2E会議室	採択検討部会員	・採択基本方針確認 ・調査研究の方向性や日 程等の検討
第1回調査会	5/28(火)13:30～ 合庁2D会議室	採択検討部会長、 副部会長 各調査員 ※下郡含む	・調査員の委嘱 ・調査研究について
第2回・3回調査会	5/29(水)～ 6/28(金)の間で 2回	各調査員	・調査員の都合で会場と 日時を決定
第4回調査会	7/3(水)13:30～ 合庁2E会議室	採択検討部会長、 副部会長 各調査員 ※下郡含む	・調査研究報告書の作成 ・調査研究報告
教科書展示会	6/14(金)～7/3(水) 合同庁舎2階 9:00～17:00	一般市民・教員 教育委員会関係者	
第2回 小田原市教科用図書 採択検討部会	7/11(木)15:00～ けやき第2会議室	採択検討部会員 調査員代表1名	・調査研究報告 ・質疑及び協議
教育委員会 臨時会・協議会	7/下旬 時間・場所未定	教育委員	・採択協議及び決定
教育委員会 定例会・協議会	7/23(火)19:00～ 市役所大会議室	教育委員	・採択協議及び決定
教育委員会 臨時会・協議会	8/月上旬 時間・場所未定	教育委員	・採択協議及び決定

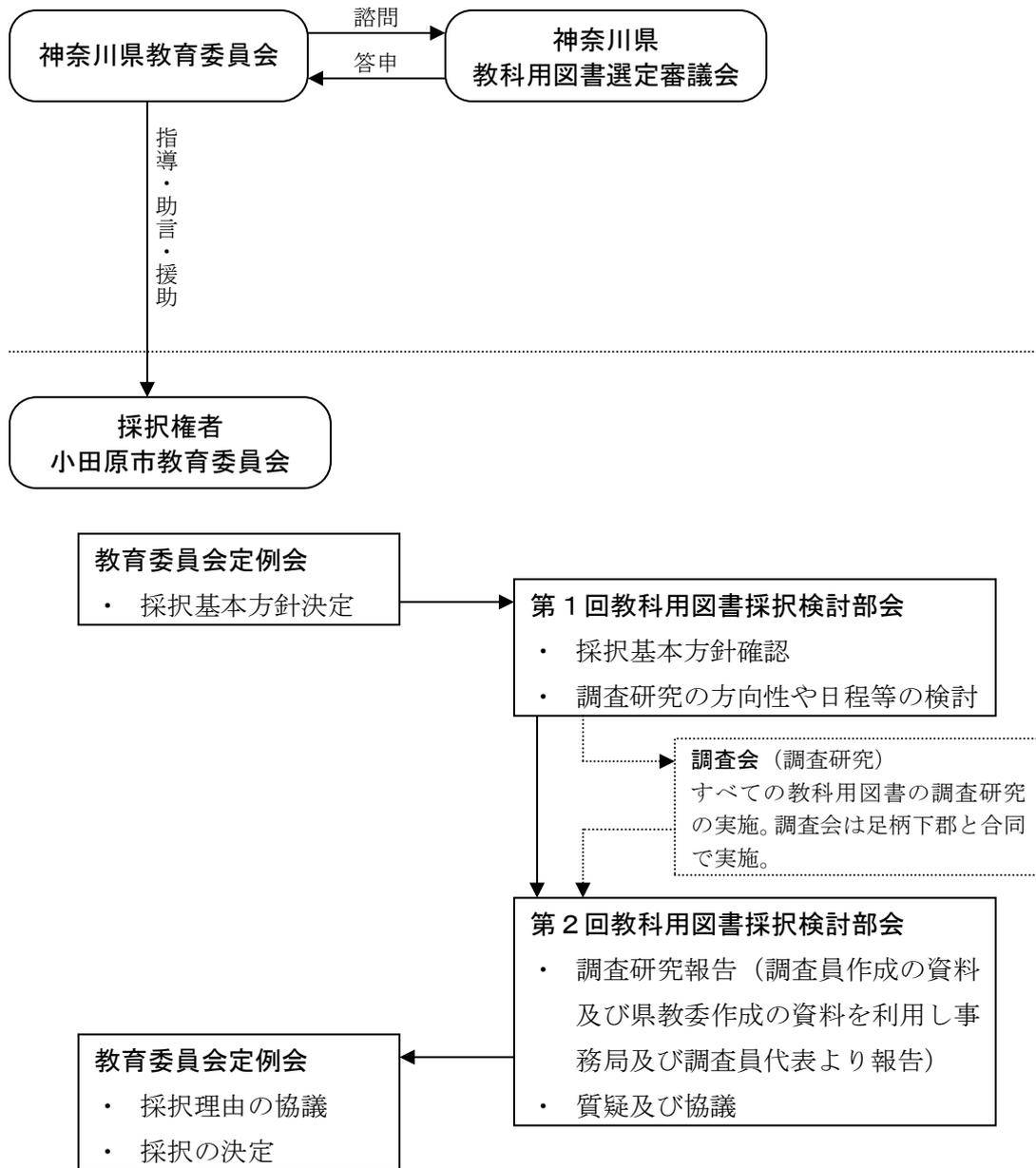
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
 - 地教行法第 21 条第 6 号
 - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
 - 地教行法第 48 条
 - 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
 - 無償措置法施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
 - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和 2 年度使用教科用図書採択までの流れ



※主な根拠法令

採択の権限

地教行法第23条第6号

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

発行法第7条第1項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域

又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に記載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

（指定都市に関する特例）

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

（政令への委任）

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項
(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

発行法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

○小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(平成 23 年 4 月 24 日)

小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討部会を設置する。

(組織)

第 3 条 検討部会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- (1) 校長会 2 名
- (2) 教育研究会 2 名
- (3) 教員 3 名
- (4) 保護者 2 名
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

2 部会員の任期は当該年度の末までの 1 年とする。

(役員)

第 4 条 検討部会に部会長 1 名及び副部会長 1 名を置くものとし、部会長、副部会長は部会員の中から互選により定める。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、部会員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 検討部会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから部会長が委嘱する。

3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。

4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、ま

た、採択に関し必要な資料を作成し、検討部会に報告するものとする。

5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(部会員及び調査員の要件)

第7条 部会員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

第8条 検討部会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

第9条 検討部会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項については、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月24日から施行する。

小田原市教科用図書採択検討部会

検討部会員（9名）

No	所 属	氏 名	備 考
1	小田原市小学校長会長	長澤 貴	三の丸小学校長
2	小田原市中学校長会長	栗畑 寿一朗	千代中学校長
3	小田原市小学校教育研究会長	西村 彰博	町田小学校長
4	小田原市中学校教育研究会長	伊東 宏幸	泉中学校長
5	小田原市小学校教員代表	釧持 直子	桜井小学校総括教諭
6	小田原市小学校教員代表	峰 裕文	東富水小学校総括教諭
7	小田原市中学校教員代表	白石 由美子	城北中学校総括教諭
8	小田原市P T A連絡協議会代表	鵜塚 康祐	早川小学校P T A
9	小田原市P T A連絡協議会代表	津曲 裕美	城南中学校P T A

調査員 名簿 (小田原市27名+下郡12名=39名) ※網掛けは下郡調査員

教科等	調査員氏名 (学校名)			
国 語	芦子小 藤本 雅樹	下曾我小 後藤 里美	下中小 柴田 敏勝	
書 写	久野小 山崎 真	下中小 山田 明子		
社 会 地 図	新玉小 岩永 裕樹	片浦小 浅川 俊樹	富士見小 星野 真吾	
算 数	山王小 吉川 亮	国府津小 足立 昌裕	酒匂小 土肥 由実	
理 科	大窪小 津元 澄	下府中小 園山 隆志	矢作小 中山 岩男	
生 活	千代小 國米 由香	矢作小 讓原 光子		
音 楽	町田小 津田 裕子	前羽小 橋本 芳江		
図 工	酒匂小 竹岡 祥子	東富水小 山口 千香子		
家庭科	豊川小 山本 牧子			
体 育	富水小 高橋 正憲			
外国語	三の丸小 竹澤 弘一郎	片浦小 小畑 由美子		
道 徳	足柄小 一言 祐紀	報徳小 物部 典彦	豊川小 片岡 寛仁	

<事務局>

小田原市教育委員会教育指導課

石井 美佐子 教育指導課長

鈴木 一彦 教育指導課教職員担当課長

大須賀 剛 教育指導課指導・相談担当課長

楠 喜久子 教育指導課指導主事

報告第4号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成31年4月23日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

社会教育主事の任命について

氏名	所属	職名	発令年月日
石井 淳子	生涯学習課	生涯学習係長	平成 31 年 4 月 1 日

《参考》

○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあった期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

(2) 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

(3) 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

(4) 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

**「学期制検討に関する懇談会」
まとめ**

平成 3 1 年 3 月

学期制検討に関する懇談会

○ 「学期制検討に関する検討会」まとめ

1	はじめに	P 1
2	これまでの主な経緯	P 1
3	学期制検討に関する懇談会について	P 1
	(1) 構成員	
	(2) 主な経過	
4	実態調査（アンケート調査）について	P 2
	(1) 実施時期	
	(2) 対象	
	(3) 集計結果	
	Q 1～Q 5	
	(4) 実態調査における「学期制のあり方」に関する主な意見（自由記述）	
	(5) 実態調査における「その他」の主な意見（自由記述）	
5	懇談会での主な意見	P 4
	(1) 「平成17年度までの3学期制」と「現在の2学期制」	P 4
	ア 『平成17年度までの3学期制』のメリット	
	イ 『現在の2学期制』のメリット	
	ウ 2学期制導入後も変わっていないこと	
	エ 2学期制導入直後から現在にかけて変わってきていること	
	オ 現在の成績・評価に関する説明	
	カ 『平成17年度までの3学期制』と『現在の2学期制』の比較	
	キ 学識経験者の話を受けて共通理解したこと	
	(2) 2学期制についての成果と課題	P 6
	ア 平成23年～現在までの2学期制についての成果	
	イ 2学期制についての課題	
	(3) その他実態調査（アンケート調査）について	P 8
	(4) 関連する課題	P 8
	ア 新学習指導要領完全実施への対応	
	(5) 学期制検討の視点	P 9
	(6) 児童生徒にとってよりよい「新たな学期制」のあり方と計画	P 9
	ア 「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」の比較	
	イ 2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各想定スケジュール	

○ 別添1 小田原市学期制検討に関する懇談会開催要綱

○ 別添2 学期制検討に関する懇談会 構成員名簿

○ 別添3 実態調査（アンケート調査）まとめ・全11ページ

○ 別添4 2020年度新学習指導要領の完全実施に向けたシミュレーションや対応

○ 別添5 「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」の比較検討資料

○ 別添6 「2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各スケジュール」の比較検討資料

「学期制検討に関する懇談会」まとめ



1 はじめに

本市では、児童生徒の学校生活の充実や学力の向上、学校の活性化や教職員の意識改革を図るため、平成 16・17 年度に実施した研究実践結果を踏まえ、平成 18 年度から学校 2 学期制を実施している。

平成 29 年 3 月市議会定例会で、「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」陳情項目「2 学期制から 3 学期制に回帰することを検討するよう求める」が採択されたことを受け、教育委員会事務局にて、学期制のあり方についての検討が始まった。

学期制を検討するに当たっては、これまでの 2 学期制に係る成果・課題や教育課程のあり方等、総合的に情報を収集するために、学識経験者、保護者代表、学校代表などからなる「学期制検討に関する懇談会」が設置された。懇談会では、教職員、保護者等を対象とした実態調査（アンケート）を行うとともに、2 学期制の成果や課題等についての評価や新学習指導要領を踏まえた教育課程のあり方について意見交換を重ねていった。

本書は、「学期制検討に関する懇談会」における経過や主な意見をまとめたものである。



2 「学期制検討に関する懇談会」設置までの主な経緯

平成 18 年 4 月～	平成 16・17 年度に実施した研究実践を踏まえ全小中学校で 2 学期制実施
平成 22 年 9 月	学校 2 学期制検討委員会を設置
平成 24 年 2 月	学校 2 学期制を継続することを教育委員会定例会で議決
平成 29 年 3 月	「小田原市立学校に 3 学期制への回帰を求める陳情」の採択
平成 30 年 2 月～	『学期制検討に関する懇談会』を設置



3 学期制検討に関する懇談会について

(1) 構成員 *

* 別添 2



(2) 主な経過

日程	懇談会	主な内容（一部予定）
平成 30 年 2 月～3 月	第 1 回 懇談会	全体概要 今後の見通し
	第 1 回 調査部会	実態調査の実施方法等検討①
平成 30 年 5 月～6 月	第 2 回 調査部会	実態調査の実施方法等検討②
	第 2 回 懇談会	実態調査の実施について
平成 30 年 7 月～8 月		実態調査（アンケート調査）実施 実態調査（アンケート調査）集計
平成 30 年 9 月～10 月	第 3 回 調査部会	実態調査の集計、分析
	第 3 回 懇談会	実態調査について意見交換
平成 30 年 11 月～12 月	第 4 回 調査部会	関連課題について意見交換①
	第 4 回 懇談会	（新学習指導要領と教育課程のあり方 他）
平成 31 年 1 月～3 月	第 5 回 調査部会	関連課題について意見交換②
	第 5 回 懇談会	（児童生徒にとってよりよい学期制 他）
	第 6 回 懇談会	「学期制検討に関する懇談会」まとめ確認



4 実態調査（アンケート調査）について

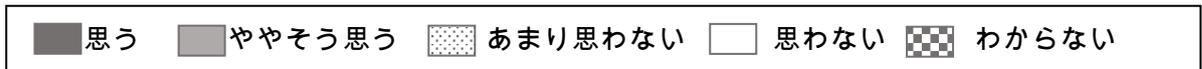
(1) 実施時期：平成30年7月

(2) 対象

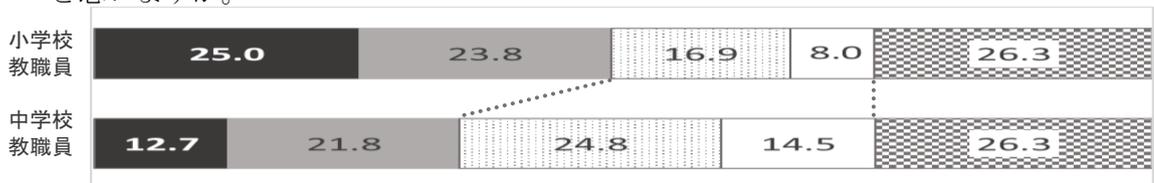
対象	対象者数	回収数	回収率
小・中学校教職員	951	944	99.3%
小・中学校保護者 *1	720	416	57.8%
学校評議員・学校協議会委員 *2	297	262	88.2%

*1 無作為抽出により実施（抽出率5.3%） *2 全員を対象に実施

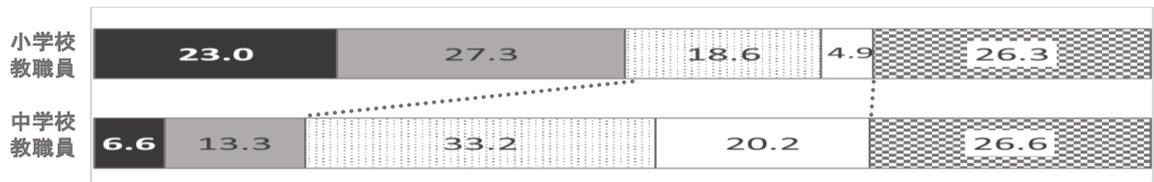
(3) 集計結果



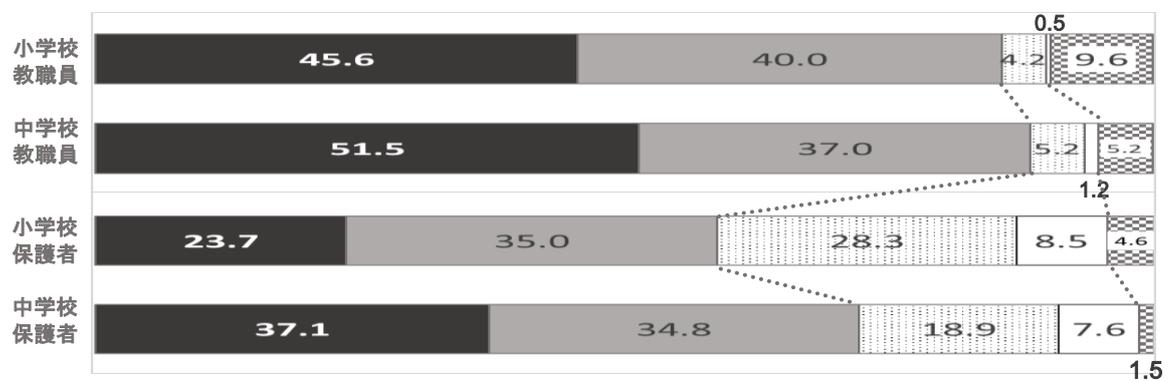
Q1：現在実施している2学期制では、（3学期制と比べて）授業時間の増加につながっていると思いますか。



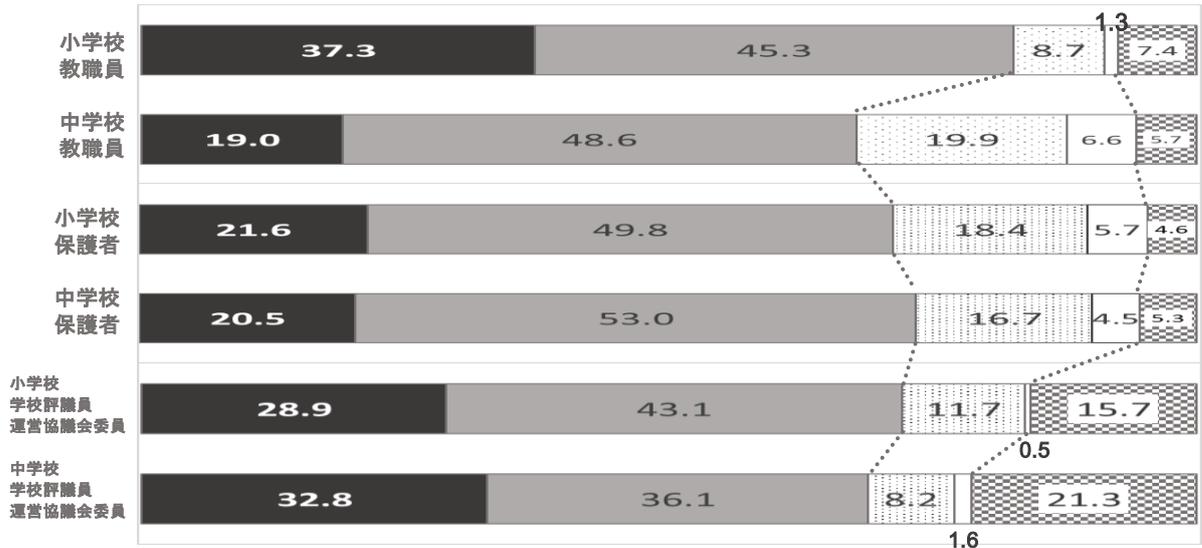
Q2：現在実施している2学期制では、（3学期制と比べて）子供と向き合う時間が増え、きめ細かい指導が可能になっていると思いますか。



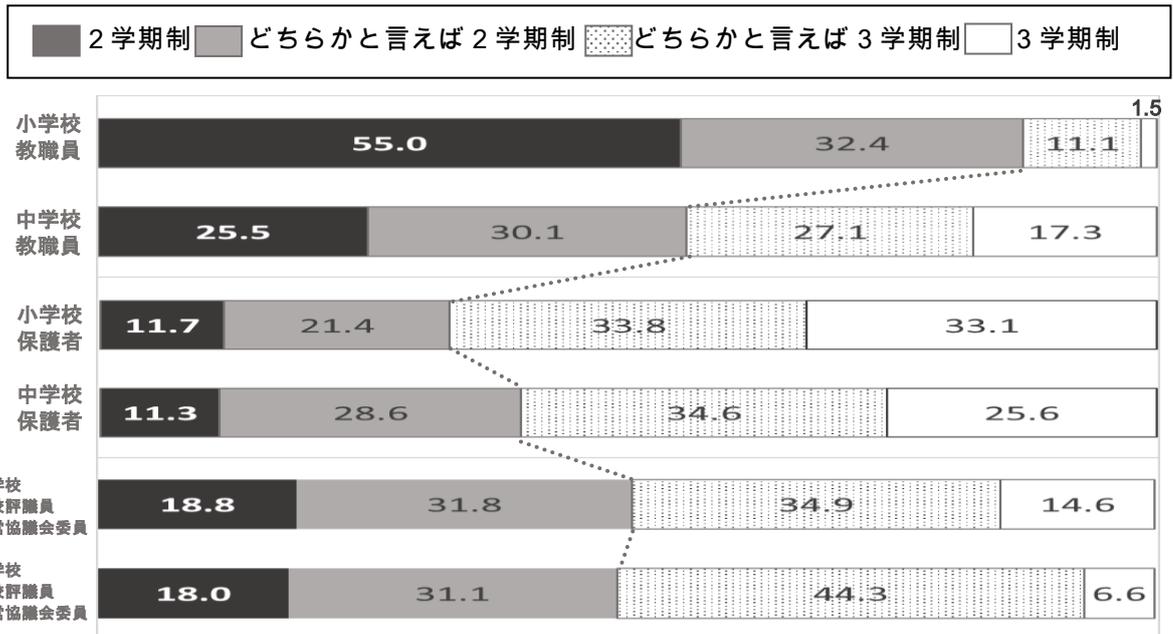
Q3：現在、学校は、評価や成績の出し方等について、児童生徒や保護者へていねいに説明している（伝えている）と思いますか。



Q 4 : 現在、学校は、学期の途中にある長期休業期間に、児童生徒が課題を決めて生活したり学習したりできるように、指導できていると思いますか。



Q 5 : 小・中学校の学期制のあり方について、現在の子供達にとって、これからどちらがよいのか選んでください。



(4) 実態調査における「学期制のあり方」に関する主な意見（自由記述）

ア 2学期制を望む主な理由

- ・ 3学期制に戻すには、行事や教科の指導計画等の見直しを図る必要があり、子供達への影響があるほか、教職員への負担も大きい。(教職員)
- ・ 子供にとっても教職員にとっても2学期制が定着してきている。(教職員)
- ・ 7月、12月が学期末にならず、長期休業前まで学習時間が確保されている。(保護者)
- ・ また3学期制に戻したら子供も先生も混乱する。(保護者)
- ・ 2学期制で今のところは問題が起きていないため、夏休み前にきちんと面談をして夏休み対

策を先生からアドバイスいただいている。(評議員・運営協議会委員)

- ・現在でも授業時数を確保するのに苦労しているのに、3学期制になるとより難しくなるのではないか。(評議員・運営協議会委員)

イ 3学期制を望む主な理由

- ・学期のはじめと終わりがわかりやすく、日本の社会にあっている。(教職員)
- ・中学校では進路用の成績を出している。(教職員)
- ・長期休暇の前に区切りがあり、学校生活にメリハリがつけやすい。(保護者)(評議員・運営協議会委員)
- ・夏休み前に成績表がもらえないのが不安である。(保護者)
- ・自身が経験したのは3学期だから。(保護者)
- ・長期休みをまたがずに評価をしたほうがいい。(評議員・運営協議会委員)

(5) 実態調査における「その他」の主な意見(自由記述)

- ・変化している今日の教育現場や現代の子供達にとって、それぞれどのようなメリットやデメリットがあるのかを客観的に明らかにして慎重に判断すべき。(教職員)
- ・子供にとっても教員にとってもゆとりをもって学ぶ環境、学ばせられる準備を整えられる環境ができるように考えていきたい。(教職員)
- ・3学期制と2学期制の併用等、2学期制のよいところ、有用なところを盛り込んだ形がよい。(教職員)
- ・(3学期制がよいと回答したが)3学期制に戻して先生や子供の負担が増えるようであれば、2学期制の継続を望む。(保護者)
- ・相談会などはあるが、より詳しく成績表の見方について説明してほしい。(保護者)
- ・土曜日が学校になっても困る。(保護者)
- ・自治体単位で決めなければならないとしても、学校単位で工夫できる柔軟性が必要。(評議員・運営協議会委員)



5 懇談会での主な意見

(1) 「平成17年度までの3学期制」と「現在の2学期制」

ア 『平成17年度までの3学期制』のメリット

- ・通知表の回数が3回であることから、保護者と児童生徒は、特に、夏季休業前の成績・評価や学習・生活状況について、学校からの通知表(票)という文書により把握することができていた。(現在、小学校では2学期制になってから通知表の回数は2回となっている。)

イ 『現在の2学期制』のメリット

- ・2学期制になってから、小学校では、全保護者に対し、夏季休業前の教育相談を行うようになった。保護者にとっては、児童の学習・生活状況や夏季休業の具体的な取組等について、主として学級担任との対話を通して把握することができるようになった。また、当該児童について保護者と担任(学校)との情報共有にもつながっている。
- ・2学期制になったことを契機に、中学校では、「生徒にとってよい成績・評価のあり方」という視点で検討・対応してきたことで、生徒の実情や進路に併せた成績・評価の仕組みになってきている。

ウ 2学期制導入後も変わっていないこと

＜中学校における定期テスト＞

- ・陳情には中学校における定期テストのことが触れられていたが、定期テストは、3学期制であっても、すでに約15年前には年間4回で行っており、変わっていない。

エ 2学期制導入直後から現在にかけて変わってきていること

＜中学校における通知票の配付＞

- ・現在、中学校の通知票については、3学期制のよいところを取り入れた3学期制に近い運用をしている。具体的には、校務支援システムが本格稼動した平成26年度から、通知票の様式を、中学校長会として、「通知票（所見なし・所見あり）」「成績票（所見なし）」「連絡票（特別活動の記録と出欠席状況のみ）」と複数種類準備し、各学校や各学年によって、様式や配付時期を組み合わせ運用している。そして、進路に関わる中学校3年の成績・評価については、夏季休業前を含め年間3回の配付・作成を行っている学校もある。

＜授業や学校行事の充実（6月や11月等）＞

- ・特に小学校では、通知表作成にあたり、評価・評定資料を揃えるため、各教科で「通知表を出すためのテスト」を6月や11月に集中して行っていたが、より長い期間での評価計画により、評価場面やテストを分散したことで、通常の授業や学校行事が実施し易くなった。

＜始業式や終業式の扱い＞

- ・授業時数確保という点から、中学校では、一部の始業式や終業式の代替として、特別活動や道徳等の時間を設定し、全校講話や委員会委嘱式を実施しているところもある。

＜現在の通知表（票）事務作業＞

- ・平成23年度通知表（票）記載ミスの事故を受け、学校では、作成から配付までの点検体制強化を図っている。通知表（票）作成の作業を以前よりも時間をかけて行っている。また、校務支援システムの導入により、手書きからパソコン（端末への入力）にかわったが、原簿からの転記を含めた評価・評定の数値、出欠席の状況、学習や生活の様子を保護者にお伝えする所見欄の記述等について、引き続き何名もの職員でチェックしている実情があり、勤務時間を超えて作業している。なお、通知表（票）の基礎となる素点は、各担任・担当が、單元ごとに記録をまとめているが、通知表（票）事務作業に含めて考えるものではない。單元ごとの評価記録を全体として取りまとめ、最終的な評価・評定を決めていくことや、一人一人の所見を文章として表現していくことについては、従来から多くの時間を費やしている。

通知表（票）1枚あたりの作業と点検について

◎…作成・修正・点検 ○…点検

		担任	学年・主任	養護教諭	教務・総括	教頭	校長
1	下書き①	◎	○		○	○	○
2	下書き②	◎			○	○	○
3	清書版	◎		○	○	○	○
4	最終版	◎			○	○	○

オ 現在の成績・評価に関する説明

＜小学校の現状＞

- ・成績や評価について、小学校では学年／学級懇談会で説明することが多い。新しく教科・領域がはじまる学年、通知表に「評定欄」が追加される学年等は意識して保護者へ伝えているが、その内容や説明の資料の配付の有無については各学年に任されていることが多い。
- ・夏季休業に際しては、児童自身が学習面・生活面について振り返り、自己評価したものを教育相談の資料として活用しているところが多い。

<中学校の現状>

- ・中学校では、学校として取り組んでおり、年間を通した評価計画の説明や資料の配付について、全学年で行っている。また、評価・評定と4回の定期テストとの関係を、例えば、年度当初の評価説明会等の場で、『4教科は評価資料が少ないために7月には評価せず、〇月の評価・評定で行っていく』といった年間を見通した評価計画を保護者に説明することにより、学校と保護者との共通理解を図っている中学校もある。

カ 『平成17年度までの3学期制』と『現在の2学期制』の比較

- ・従来の3学期制では、学期の節目には通知表（票）が配付されてきた。自身の経験から、学期＝通知表（票）と意識する方も多いであろう。
- ・2学期制になってから、3学期制の頃のように必要に応じて取り入れながら十数年取り組んできた。児童生徒にとってよりよい教育環境を整えてきている。
- ・2学期制になったことで、小学校では、7月の午後に行っていた通知表作業の代わりに、授業を行うことができるので、授業時数の確保は行いやすくなっている。中学校では、3学年を中心に、7月にも成績・評価を配付している学校もあることから、授業時数の増加や確保につながっているという実感はない。
- ・2学期制でも3学期制でも、学期の区分についてはどちらでもよい。
- ・教師によるよい授業が行われること、つまり、子供はじっくりと授業に臨むことで学ぶ力が育まれる。小学校では2学期制になったことで、6月や11月に集中していた「通知表を出すためのテスト」をする代わりに、通常の授業ができるようになった。
- ・3学期制に近い2学期制もあれば、2学期制に近い3学期制も存在するだろうから、一般的な「2学期制のモデル」と「3学期制のモデル」で比較することは難しい。

キ 学識経験者の話を受けて共通理解したこと

- ・法令では、公立学校における学期の始めや終わりといった区切りについては、学校の設置者である教育委員会が定めることとされている。
- ・学期の始めと終わりには、一般的に始業式・終業式が行われているが、どのように行うかは、各学校の創意工夫に任されている。
- ・法令により、学校においては指導要録の作成・保存が義務付けられているのに対し、通知表（票）には法的な根拠がなく、学校の任意により作成されている。なお、学期の終わりには、当該学期中の成績評価として、通知表（票）を作成し児童生徒や保護者に提示することが一般的である。

(2) 2学期制についての成果と課題

ア 平成23年～現在までの2学期制についての成果

<児童生徒にとって>

- ・児童生徒自身の生活を見ると、放課後や休日の過ごし方は多様化しているものの、学校週5日制や2学期制といった学校の仕組みに応じた生活が定着してきている。
- ・中学校では、2学期制における試験と成績・評価の時期や仕組みが浸透し、生徒は年間を見通して学習に取り組んでいる。(年4回の定期試験は3学期制当時から実施している。)特に、9月に実施する第2回定期試験に向けて、生徒は、夏季休業期間を利用してじっくりと取り組むようになってきた。また、学校によっては7月に成績・評価が提示されることで、夏季休業中の生徒の学習意欲につながっている。

- ・中学校では、2学期制導入当初は、特に3年生において、従来の2学期制の枠組みと評価・評定を伝える時期等に不都合が生じており、事務作業が煩雑化していたが、3学期制の良さを取り入れ、評価・評定の時期や通知票の様式を変更すること等の対応を図ったことで、現在では、生徒と保護者にとってその流れが定着してきた。

<教職員にとって>

- ・児童生徒を見取る評価期間が長くなったため、子供の変容が明らかになり、適切に評価できるようになった。特に、中学校の技能教科は授業時数が少なく、夏季休業前に評価を提示せざるを得ないときには、授業で新たな学習内容を行う代わりに、評価用テスト等の活動を優先する状況があった。2学期制により、長い期間で見通しを持った評価計画により、授業を実施していくことが定着し、評価の信頼性が高くなった。
- ・特に小学校では、通知表事務作業が3回から2回になったことで、7月までの評価資料の整理や前期通知表の準備の一部を夏季休業期間に行っていくというリズムが定着し、9月以降に児童生徒にじっくりと向き合うことができるようになった。
- ・学校行事について、年間のどの時期に位置づけるか、地域や家庭、近隣の幼稚園・保育所等と、2学期制を意識して変更や調整を重ねてきたが、おおむね定着してきている。

<保護者にとって>

- ・長期休業前に際し、3学期制のころは、通知表を配付しただけの学校が多かったが、2学期制になってからは全小学校で教育相談の時間が設定されたことで、保護者は、直接教師を通して、子供の状況や今後の対応を捉えることができるようになった。
- ・中学校でも教育相談の充実が図られ、夏季休業前の面談で、保護者は、教科の取組の改善点等について各教科担任からのコメントにより子供の状況を把握できるようになった。(配付資料はないが、教科担任からのコメントを担当等が代読している。)

イ 2学期制についての課題

<成績や評価についての丁寧な説明や提示>

- ・実態調査では、『学校は、評価や成績の出し方等について児童生徒や保護者へていねいに説明している』という質問に対し、教職員の86.7%が「そう思う・やや思う」といった肯定的な回答をしているが、保護者は62.9%（小学校58.7%・中学校71.9%）となっている。ここからは、教職員と保護者との意識の差や、小学校と中学校の保護者における差も見られる。
- ・2学期制の趣旨や具体的な取組等の情報が保護者や地域に十分伝わっていないことや、情報提供を求める声が多いことに対する対応をしていく必要がある。

<長期休業前の成績や評価のあり方>

- ・年度当初に成績・評価に関する説明を行うことや、年間を通した成績・評価計画を提示する等、成績や評価について、より一層の周知が必要である。特に小学校は、夏季休業に際して、保護者に対する見える形としての成績や評価等の提示や配付を検討したい。
- ・実態調査における「学期制のあり方」に関する質問のうち、特に、小学校の保護者について3学期制を望む理由の多くが、「夏休み前に成績表がもらえないのが不安」であったことから、児童や保護者に対して、長期休業前に何らかの形で成績や評価資料等の配付を検討する必要がある。その際には、現状の教師と子供の向き合う機会を維持できるように、評価資料等作成のための事務作業軽減を図る必要がある。
- ・2学期制になってから、特に小学校では、通知表の配付に代わって、長期休業前に教育相談

を行うようになり、学校と保護者が顔を合わせて児童生徒のことを話す機会が増えた。しかし、保護者の回答からは、長期休業前に評定である数値や通知表がないことに対して、不安・不満があることが分かった。つまり、教育相談だけではなく、見える形としての成績や評価を必要とされていることが分かった。

- ・保護者としては、子供の自己評価や振り返りを見るのは面白いが、それだけでは不十分。教職員の負担があまりない程度で客観的なものがあると安心する。実際の事例として紹介のあった、業者テスト及び業者テストに添付されているソフトウェアを活用した資料を教育相談時に配付している取組は保護者にとって分かりやすくよい。

(3) その他実態調査（アンケート調査）について

- ・「学期制のあり方」を選択する質問（Q5）には「わからない」という欄がないことから、どちらかを選択するために、自身の今までの経験を基に判断したという方が多かった。
- ・「学期制のあり方」を選択する質問（Q5）の回答については、特に、小学校の教職員と保護者の違いが大きい。保護者の回答理由には、「夏休み前に成績が知りたい。通知表がほしい」という内容が多い。
- ・教職員、保護者とも、自身の経験をもとに判断する傾向がある。
- ・保護者や地域の方々で構成されている学校評議員／学校運営協議会委員は、自身の経験に加えて、学校の実情を把握されたうえでの回答であると捉えられる。

(4) 関連する課題

ア 新学習指導要領完全実施への対応



<授業時数の確保と教材研究の時間>

- ・小学校では、3・4年生に外国語活動が、5・6年生に外国語科が導入される。導入にあたっては、増加する授業時数（年間35時間の増加）の確保や、授業の充実を図るための教材研究の時間の確保が課題である。同様に、新設された「特別の教科 道徳」についても教材研究の時間の確保が必要である。
- ・台風やインフルエンザ等による休校等を想定し、多くの学校では、学習指導要領に記されている標準時数を上回る計画をしているが、予備分を増加する35時間に充てたい。
- ・特別活動（クラブ・委員会活動）・学校行事を含めた教育課程の見直しが必要である。
- ・校内会議や研修、通知表（票）作業の見直しが必要である。

<授業時数確保と給食実施日数>

- ・授業時数確保のため、夏季休業日を削減する場合は、熱中症予防の視点から特別教室への空調設備の導入を検討する必要がある。文部科学省からは、高温注意情報が連日続いた平成30年夏を受けて、「夏季休業期間を延長することも検討を」といった旨の通知も出ており、慎重な検討が必要である。また、給食実施日数を増やす場合は、給食費の検討も必要となる。

<授業時数確保と管理運営規則>

- ・授業を分散させるための手立てのひとつとして、現在の管理運営規則においても、各校で休業日の期間を変更することは可能である。
- ・夏季休業や冬季休業の期間を全校一律で変更する場合には、市教育委員会で管理運営規則を変更することも考えられる。

<児童生徒にとっての楽しみや負担>

- ・資料について、学校事情によって異なるが一例として参考になる。児童生徒にとって、毎日

7時間授業が続くことや、児童生徒が楽しみにしている学校行事の大幅な削減等は避けたい。
＜保護者への丁寧な説明＞

- ・授業時数管理の仕組みを保護者にも伝え、確実に授業時数を確保している状況について理解を得ることや、研修・研究、出張等により早めの下校をすることがあることを、見通しをもって保護者に伝えていくことが大事である。

（５）学期制検討の視点

- ・「児童生徒にとってどちらがよりよいか」「児童生徒に負担がかからないこと」という視点で検討していくことが重要である。また、教職員の働く環境を見直し、教職員が現状よりゆとりをもって日々の教育活動に当たることが、延いては、児童生徒に対する効果的な教育活動につながるという認識に立ち、学期制のあり方を考えることも大事である。
- ・児童生徒への影響と、教職員等の労力や費用等の視点から、3学期制に戻す場合の想定スケジュールを立てて、2学期制を継続する場合と比較検討することが必要である。特に、学校行事は家庭・地域と調整し開催時期等を見直すことが必要である。また、学校に導入されている校務支援システムの変更時期や、契約内容、予算等についても検討する必要がある。
- ・制度等の変更を検討する場合は、教職員の働き方改革という視点も重要である。

（６）児童生徒にとってよりよい「新たな学期制」のあり方と計画

ア 「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」の比較



＜通知表（票）や成績提示等に関すること＞

- ・「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」のいずれにおいても、通知表（票）の事務作業について、事務作業時間の軽減を図りたい。1枚あたりの作業時間が、約3時間から2時間程度になるように、通知表（票）の簡素化を図る等、校務システムにおける様式の見直しが必要である。
- ・通知表（票）作業時間を削減した分を、教材研究に充てられたら児童生徒のためになる。

＜授業日数や時数に関すること＞

- ・通知表（票）事務作業の多くは勤務時間外で対応しているといった実情を解消するため、通知表作業のための時間を各校で確保する必要がある。一方で授業時数を確保するためには、余剰時数の削減、特別活動（クラブ・委員会活動）や学校行事を含めた教育課程の見直し、校内会議・研修や通知表（票）の見直し、長期休業期間の削減、授業が担当できる教職員の人的加配等についても検討する必要がある。
- ・例えば、長期休業期間の変更等、全校一律で変えるのではなく、地域とともにある学校として各校で工夫し対応してきているところがあるので、各校の実情で実施できるとよい。あわせて、各学校の取組の工夫や効果を学校間で共有できるようにしていくとよい。

＜空調設備や給食に関すること＞

- ・通常の授業を行うためには、音楽室や美術室等の特別教室や体育館への空調設備の設置も必要であることから、普通教室以外の空調設備設置を検討してほしい。夏季休業前後は、普通教室でできる授業（時間割）ばかりというのでは、教育課程編成の偏りが生じることにつながり、児童生徒にとっても好ましい状況とはいえない。
- ・夏季休業期間を変更する状況の場合には、特別教室のエアコン設置が必要である。

＜その他＞

- ・中学校における定期テストについては、2学期制への移行に関係なく、すでに3学期制のときから4回であった。陳情にあるように5回実施していた時代もあったが、3学期制に戻す場合にも長期休業期間における学習の継続性という観点から4回のままが妥当である。

- ・ 通知表（票）の配付から回収までの期間が短いという実態調査の意見を受け、児童生徒と保護者が通知表（票）を通して振り返りが十分にできるように、配付から回収までの期間を検討していくことも必要である。
- ・ 2学期制に移行してから現在までの各校における様々な取組を、学校も教育委員会も説明・PRできていなかった。今後、例えば2学期制を継続する場合にも、「夏季休業前の成績や評価」「年間を見通した成績・評価の流れの説明」といった特に小学校における取組について、学校も教育委員会も積極的に説明・PRしたい。また、教育委員会は継続的にこれらの取組をチェック・指導していくことも必要である。

別添6



イ 2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各想定スケジュール

- ・ 学校現場では、学期制の制度変更に関する必要感はなく、現状、3学期制のよさを取り入れて日々の教育活動に当たっている。各想定スケジュールについても妥当であり、あえて3学期制に戻す必要はない。
- ・ 3学期制から2学期制になった際、制度を変えることそのものに疑問を感じながら、行事や評価・評定の適正時期の実施や調整等に努めてきており、現在は児童生徒の生活も安定している。再び学期制を変更することで円滑な学校運営に支障をきたすことが危惧される。
- ・ 学期制を変更する場合は、ハード面・ソフト面と併せてメンタル面へ配慮が必要となる。いずれにしても相当の覚悟が必要であることから、できれば変わらないことが望ましい。
- ・ 教師の意識改革がねらいであれば、10年程度に一度の学習指導要領への対応を図ることを通しても十分に教師の教育に対する意識は高まると考えている。2学期制に変わった当時は、様々な学期制変更への対応を通して、教師の教育に対する意識は高まったと思えるが、学期制の変更は今必要とされている手段ではない。
- ・ 保護者もきちんと勉強して、学校の変化を理解した上で、学校とともに子供を育てていかなければならない。学校は、教育相談の意図や学期制が変わって対応してきた良さ等についても、もっと保護者に説明していく必要がある。
- ・ 3学期制を知らない子供への影響を考えたい。子供一人一人に対応できていない状況もある中、3学期制に戻すことで、教職員がさらに忙しくなることは子供にとっても良くない。
- ・ 学校では新学習指導要領実施に向けた移行や準備に加えて、学期が変わることになれば、その準備も必要となる。その移行期間の混乱期に、入学から卒業までの学校生活を過ごす中学生がいることになるので、保護者としても生徒に申し訳なく思う。

○小田原市学期制検討に関する懇談会開催要綱

(平成30年1月1日)

小田原市学期制検討に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 小田原市議会平成29年3月定例会において「小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情」が採択されたことに伴い、市立小学校及び中学校における学期制及び教育課程のあり方について意見交換を行うため、学期制検討に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(構成員)

第2条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 校長の代表者
- (3) 教頭の代表者
- (4) 教職員のうち総括教諭の代表者
- (5) 教職員の代表者
- (6) 児童又は生徒の保護者の代表者
- (7) 教育行政関係者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(会議)

第3条 懇談会の会議は、教育長が開催する。

2 懇談会の進行は教育部長が行う。

3 懇談会は、必要に応じ、その会議に構成員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 懇談会は、必要に応じ、学期制及び教育課程の実態を把握するため、調査部会を開催することができる。

(開催予定)

第4条 懇談会は、平成31年3月までの間、必要に応じ開催する。

(会議及び資料の公開)

第5条 懇談会の会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第24条各号に該当する場合は、この限りでない。

(庶務)

第6条 懇談会の事務は、教育部教育指導課において処理する。

(その他)

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別添2

学期制検討に関する懇談会 名簿

平成30年2月5日現在

【学期制検討に関する懇談会】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
1	学識経験者	横浜国立大学教職大学院	教授	石塚 等	
2	小学校長会代表	小田原市立山王小学校	校長	堀 賢一郎	兼調査部会(部会長)
3	中学校長会代表	小田原市立千代中学校	校長	栗畑 寿一朗	
	中学校長会代表	小田原市立城北中学校	校長	市川 嘉裕	※中学校長会代表ご欠席時の代理
4	小学校教頭会代表	小田原市立新玉小学校	教頭	遠藤 清子	
5	中学校教頭会代表	小田原市立白鷗中学校	教頭	初瀬川 孝夫	
6	総括教諭代表	小田原市立久野小学校	総括教諭	八木 規孝	兼調査部会
7	総括教諭代表	小田原市立下中小学校	総括教諭	岩田 真由美	兼調査部会
8	総括教諭代表	小田原市立国府津中学校	総括教諭	中村 栄江	兼調査部会
9	総括教諭代表	小田原市立橘中学校	総括教諭	本多 忠幸	兼調査部会
10	教職員代表	小田原市立酒匂小学校	総括教諭	寺内 浩司	兼調査部会
11	教職員代表	小田原市立白山中学校	教諭	上村 勝治	兼調査部会
12	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	顧問	大木 富男	
13	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	事務局	益田 麻衣子	
	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	参与	土谷 隆之	※大木氏・益田氏ご欠席時の代理
14	小田原市教育委員会	教育部	部長	内田 里美	
15	小田原市教育委員会	教育部	副部長	友部 誠人	
16	小田原市教育委員会	教育総務課	課長	飯田 義一	
17	小田原市教育委員会	学校安全課	課長	川口 博幸	
18	小田原市教育委員会	教育指導課	課長	石井 美佐子	
19	小田原市教育委員会	教育指導課	教職員担当課長	鈴木 一彦	

【調査部会】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
	小田原市教育委員会	教育総務課	主査	酒井 譲	調査部会
	小田原市教育委員会	学校安全課	主事	朝倉 未来	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	片倉 孝裕	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	松澤 俊介	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	中山 晋	調査部会

【事務局】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
1	小田原市教育委員会	教育指導課	指導・相談担当課長	高田 秀樹	
2	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	大須賀 剛	

別添2

第6回 学期制検討に関する懇談会 名簿

平成31年3月5日現在

【学期制検討に関する懇談会】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
1	学識経験者	横浜国立大学教職大学院	教授	石塚 等	
2	小学校長会代表	小田原市立山王小学校	校長	堀 賢一郎	兼調査部会(部会長)
3	中学校長会代表	小田原市立千代中学校	校長	栗畑 寿一朗	
4	小学校教頭会代表	小田原市立新玉小学校	教頭	遠藤 清子	
5	中学校教頭会代表	小田原市立白鷗中学校	教頭	初瀬川 孝夫	
6	総括教諭代表	小田原市立久野小学校	総括教諭	八木 規孝	兼調査部会
7	総括教諭代表	小田原市立下中小学校	総括教諭	岩田 真由美	兼調査部会
8	総括教諭代表	小田原市立国府津中学校	総括教諭	中村 栄江	兼調査部会
9	総括教諭代表	小田原市立橋中学校	総括教諭	本多 忠幸	兼調査部会
10	教職員代表	小田原市立酒匂小学校	総括教諭	寺内 浩司	兼調査部会
11	教職員代表	小田原市立白山中学校	教諭	上村 勝治	兼調査部会
12	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	顧問	大木 富男	
13	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	事務局	益田 麻衣子	
	保護者代表	小田原市PTA連絡協議会	参与	土谷 隆之	※大木氏・益田氏ご欠席時の代理
14	小田原市教育委員会	教育部	部長	内田 里美	
15	小田原市教育委員会	教育部	副部長	友部 誠人	
16	小田原市教育委員会	教育総務課	課長	飯田 義一	
17	小田原市教育委員会	学校安全課	課長	川口 博幸	
18	小田原市教育委員会	教育指導課	課長	石井 美佐子	
19	小田原市教育委員会	教育指導課	教職員担当課長	鈴木 一彦	

【調査部会】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
	小田原市教育委員会	教育総務課	主査	酒井 讓	調査部会
	小田原市教育委員会	学校安全課	主事	朝倉 未来*	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	片倉 孝裕	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	松澤 俊介	調査部会
	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	中山 晋	調査部会

*代理出席者出席

【事務局】

番号	区分	所属	役職	氏名	その他・備考
1	小田原市教育委員会	教育指導課	指導・相談担当課長	高田 秀樹	
2	小田原市教育委員会	教育指導課	指導主事	大須賀 剛	

学期制検討に関する懇談会 実態調査（アンケート調査）

1 実態調査・集計結果 基本情報

(1) 実施時期 平成30年7月

(2) 対象・対象者数

	対象者数	回収数	回収率
教職員数	951	944 *1	99.3%
（小学校）	615	613	99.7%
（中学校）	336	331	98.5%
保護者	720 *2	416	57.8%
（小学校）	480	283	59.0%
（中学校）	240	133	55.4%
学校評議員・運営協議会委員	297	262	88.2%
（小学校）	218	199	91.3%
（中学校）	79	63	79.7%

*1 20代・200 30代・227 40代・182 50代・268 60代・66 未記入・1【単位・名】

*2 保護者抽出率…約5.3%（児童生徒数…13,572名・平成30年5月1日現在）

2 教職員 実態調査



<アンケート調査・項目>

- ① **年代** 回答されている方の「年齢・年代」
1・20代 2・30代 3・40代 4・50代 5・60代
- ② **校種** 回答されている方の「現在の校種」
1・小学校 2・中学校
- ③ **3学期制経験** 回答されている方の「教職員としての3学期制の経験」
1・あり 2・なし
- ④ **授業時間の増加** 現在実施している2学期制では、（3学期制と比べて）授業時間の増加につながっていると思いますか。
1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ⑤ **きめ細かい指導** 現在実施している2学期制では、（3学期制と比べて）子供と向き合う時間が増え、きめ細かい指導が可能になっていると思いますか。
1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ⑥ **適切な評価** 現在、学校は、評価や成績の出し方等について、児童生徒や保護者へていねいに説明している（伝えている）と思いますか。
1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ⑦ **長期休業** 現在、学校は、学期の途中にある長期休業期間に、児童生徒が課題を決めて生活したり学習したりできるように、指導できていると思いますか。
1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ⑧ **学期制のあり方** 小・中学校の学期制のあり方について、現在の子供達にとって、これからどちらがよいのか選んでください。
1・2学期制がよい 2・どちらかという2学期制がよい 3・どちらかという3学期制がよい 4・3学期制がよい

(1) 小・中学校 教職員

	対象者数	回収数	回収率
小・中学校教職員	951	944	99.3%

年代	校種	3学期制経験					n=944
		指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	
集計表	1	2	3	4	5		
④ 授業時間の増加	20.6%	23.1%	19.7%	10.3%	26.3%	1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない	
⑤ きめ細かい指導	17.2%	22.3%	23.7%	10.3%	26.4%	1・2学期制がよい 2・どちらかというと2学期制 3・どちらかというと3学期制 4・3学期制がよい	
⑥ 適切な評価	47.7%	39.0%	4.6%	0.7%	8.1%		
⑦ 長期休業	30.9%	46.5%	12.6%	3.2%	6.8%		
⑧ 学期制のあり方	44.7%	31.6%	16.7%	7.0%			

(2) 小学校 教職員

	対象者数	回収数	回収率
小学校教職員	615	613	99.7%

年代	校種	3学期制経験					n=613
		指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	
集計表	1	2	3	4	5		
④ 授業時間の増加	25.0%	23.8%	16.9%	8.0%	26.3%	1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない	
⑤ きめ細かい指導	23.0%	27.3%	18.6%	4.9%	26.3%	1・2学期制がよい 2・どちらかというと2学期制 3・どちらかというと3学期制 4・3学期制がよい	
⑥ 適切な評価	45.6%	40.0%	4.2%	0.5%	9.6%		
⑦ 長期休業	37.3%	45.3%	8.7%	1.3%	7.4%		
⑧ 学期制のあり方	55.0%	32.4%	11.1%	1.5%			

・主な意見

④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧の理由	その他記入欄
1	1	1	1	1	学校現場は授業時間の捻出と多様な問題への対応に苦慮しています。また、学習指導要領の改訂で新たな指導も増えてくる中で3学期制に戻すのは年間の指導計画や行事の計画から多くの部分で変更があり、子どもたちにとって直接的なデメリットのみならず子どもを育てる側の教員への負担がとて多く、子どものための時間がより一層減り、子どもにマイナスな事柄が多いと思います。	自分自身、3学期制で小中時代を過ごし、教師になってからはじめは3学期制での指導時期を経験しました。はじめは私も3学期制であるべきと考えていましたが、この10年で教育を取り巻く環境は大きく変化したと思います。子どもと向き合う時間が様々な対応や新たな学習内容についての研修等で年々減っていき、成績処理が2回の2学期制でも教員はぎりぎりの中で指導していますが、人はしばしば自分の原体験で教育のよし悪しを判断しがちです。変化している今日の教育現場や現代の子どもたちにとってそれぞれどんなメリットやデメリットがあるのかを客観的に明らかにして慎重に判断すべきことだと思います。また、アンケートをとる際も特に保護者の方々は2学期制、3学期制それぞれのメリットデメリットをある程度示し、意見を聞かなければその結果は本質とは異なるものになる可能性があると考えます。
2	3	1	1	1		⑤の子供と向き合う時間は、3学期か2学期かの問題ではない。せっかく2学期制にしても、空いた所に会議、(保護者との)教育相談、研修などを入れてはゆとりがかえってなくなる。授業の準備、子どもと向き合う時間を確保した、本来目指していた2学期制になってほし

						い。長期休業前後は給食をもっと増やし授業時数をもっと増やしてほしい。
1	2	2	1	1	2学期制・3学期制どちらにも良い点と悪い点がある。変えることで多くの作業が必要になり、また、多忙化に拍車がかかる。	3学期制から2学期制に移行する時、学校現場も保護者も自分の周辺では反対が多かった。そんな中でも、各学校で試行錯誤しながら、今の体制がようやく定着してきた。せっかくここまで努力してきたのに、また、変えるのかとってしまうのは自分だけではないと思う。
2	2	2	2	1	定着している。	2学期制が導入されたのは時数確保が主な理由だった。平成32年度新学習指導要領実施に向けて学校独自の工夫だけでは時数確保が限界であることが今年度の計画でわかった。教室のクーラー導入、夏休みの短縮、2学期制で時数を確保し、余裕ある教育課程を編成したい。
2	2	2	1	2		今年から時間数が増え、今後も増えることは決まっています。今のままでは、どう工夫しても時間数を増やすことは難しい。給食の回数を増やす、夏休みを短く、8月から授業開始する等もあわせて検討する必要があると思う。また、今のままの通知票、評価のやり方だと3学期制にして「のびゆく子」を3回作り、出すことは非常に難しい。子どもにとっても教員にとってもゆとりをもって学ぶ環境、学ばせられる準備を整えられる環境をつくることのできるように昔のイメージをもたずに考えていきたいと思う。
4	5	2	2	2	2学期制のよさをもっと活用して取り組むことが大切。	2学期制が始まった頃は夏休みの活用、通知表の扱いなど各学校で工夫しながら取り組んでいたと思います。年々、2学期制のよさが失われている感じもします。ここでもう一度学期制のあり方について検討していくことはよいかと思えます。個人的には1学期制で各学校において教育課程として工夫していくのがよいかと思う。
4	5	2	5	2		2学期制でも3学期制でも、今後、英語や道徳が教科化された分の授業数を確保できるようにしてほしい。
1	3	1	2	3	日本の暦が3学期制にあっていると思うから。	時間をかけて検討し2学期制が軌道にのっているのに戻す必要はないと思う。戻すなら行事や通知表、年間計画等のすべてを0に戻してもう一度考えなければならないので教職員の多忙化に拍車がかかる。
1	3	2	2	3	課題や目的を持ちやすい。2学期制のために行事を増やしている感がある。	保護者としては3学期制を希望している声が聞かれる。3学期制もよいが（子どもにとっては3学期制の方がよいと思う）通知表の制度（チェック体制）を考えると難しいと思う。
3	3	1	2	4	長期休み前に評価を出すことで指導との一体化が望まれる。ただし、その場合、3学期は学年末としての成績ではなく、あくまで3学期単独の成績がよい。	1学期の所見については、「面談済」とのみ記載し、成績処理にかかる時間を、教材研究など児童に即還元できることに充てるのがよいと考える。
3	3	2	2	4	学期のはじめと終わりがわかりやすい。（子どもたちが）切り替えやすい。日本の社会に合っている。	

(3) 中学校 教職員

	対象者数	回収数	回収率
中学校教職員	336	331	98.5%

年代	校種	3学期制経験					n=331
		指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5		
④ 授業時間の増加	12.7%	21.8%	24.8%	14.5%	26.3%	1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない	
⑤ きめ細かい指導	6.6%	13.3%	33.2%	20.2%	26.6%	1・2学期制がよい 2・どちらかというと2学期制 3・どちらかというと3学期制 4・3学期制がよい	
⑥ 適切な評価	51.5%	37.0%	5.2%	1.2%	5.2%		
⑦ 長期休業	19.0%	48.6%	19.9%	6.6%	5.7%		
⑧ 学期制のあり方	25.5%	30.1%	27.1%	17.3%			

・主な意見

④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧の理由	その他記入欄
1	1	1	2	1		多忙化が進む中、評価（評定・所見）を出す回数について削減できるものがないか検討するべきだと思います。私が教員になった10年前よりも通知票作成の手間は1.5～2倍になっているように感じます。（チェック等も増えたため）
1	1	2	2	1	現在の学校が抱える課題は学力面より発達面の問題なので、試験と評価の事務回数が増えることにより、それに対応できなくなるのは生徒にも不利益だから。	○現代の学校現場が抱える課題は、学力より以上に発達の問題の方が深刻で、そちらにみな力を注いでいる。 ○学力低下の要因が2学期制移行だけにあるのか疑問。 ○陳情趣旨に「試験回数が減って1回ごとの生徒負担が大きい」とあるが、回数が増えることによる負担が考えられていない。 ○小田原市内の学校設備の老朽化や乏しさは問題ではないのか。雨漏りしたり、エアコンがなかったり、照明がチカチカしたり、古いトイレで我慢したりしながらも全国平均程度の平均正答率を維持している生徒は、むしろ立派だと思う。
3	3	1	2	2		現在2学期制が定着している。中学校では進路につながる成績を出す必要があるため、成績を出す時期については、3学期制に合わせるなど、2学期制に3学期制の良さを取り入れて問題なく生活できている。
2	3	1	1	3		うちの学校は、学期は前期・後期であるが、評価は第1回評価（7月） 第2回評価（12月） 第3回評価（3月）の3回でやっているの、教員の負担増にもならず、入試の関係にもマッチしており、やりやすい。（2学期制だと結局4回成績を出している学校もあると聞いているので…）
4	4	1	4	4	進路用の成績を出しているの、3期にもどすべき。	7月10月12月1月に給食のない日ができる。2期でいくなら7月12月1月は最後まで給食を出すべきである。弁当の用意ができにくい学区であるため、給食のない日に午後の授業を入れにくい。弁当を持ってこない生徒への対応など、職員の負担が増える。
4	4	1	2	4	学習の区切り、長期休業の活用、進路への対応を考えると中学校は3学期制の方がよい。	現在、多少形の違いはあっても市内の中学校は実質3学期制でやっている。学習の区切り、長期休業の有効活用、進路への対応等考えると3学期制がのぞましい。小学校は2学期制の方がやりやすいのかもしれないが、小と中をそろえる必要も無いと考えられるので、それぞれ

						に合うスタイルにすれば良いと考えます。
3	4	2	4	4		3学期制と2期制の併用（成績は3学期、所見は年2回、面談年2回、委員会の入れ替えは年1回（前・後）、教育相談は長期休業明けに3回）等、2期制の良いところ、有用なところを盛り込んだ形が良いと思います。

(4) 年代別 20代 30代 40代 50代 60代

n=200

n=227

年代	校種	3学期制経験				
20代	指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	8.0%	13.0%	14.0%	4.5%	60.5%	
きめ細かい指導	11.0%	15.5%	13.0%	1.0%	59.5%	
適切な評価	34.0%	43.0%	5.5%	0.0%	17.5%	
長期休業	25.0%	49.0%	10.5%	1.0%	14.5%	
学期制のあり方	41.7%	44.2%	12.6%	1.5%		

年代	校種	3学期制経験				
30代	指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	20.7%	18.9%	19.8%	9.3%	31.3%	
きめ細かい指導	18.9%	23.8%	17.6%	7.5%	32.2%	
適切な評価	47.1%	40.1%	4.4%	0.4%	7.9%	
長期休業	30.8%	49.8%	10.6%	2.2%	6.6%	
学期制のあり方	49.8%	34.4%	11.0%	4.8%		

n=182

n=268

年代	校種	3学期制経験				
40代	指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	22.1%	28.2%	21.5%	13.3%	14.9%	
きめ細かい指導	20.0%	22.8%	26.7%	16.7%	13.9%	
適切な評価	47.0%	42.5%	3.9%	1.1%	5.5%	
長期休業	29.8%	47.0%	15.5%	3.9%	3.9%	
学期制のあり方	47.5%	27.6%	18.8%	6.1%		

年代	校種	3学期制経験				
50代	指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	28.6%	30.1%	21.8%	10.5%	9.0%	
きめ細かい指導	20.7%	25.6%	32.3%	11.3%	10.2%	
適切な評価	57.8%	33.6%	3.7%	0.7%	4.1%	
長期休業	36.7%	42.7%	12.7%	3.7%	4.1%	
学期制のあり方	44.2%	24.0%	21.3%	10.5%		

n=66

年代	校種	3学期制経験				
60代	指定なし	指定なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	23.1%	26.2%	21.5%	23.1%	6.2%	
きめ細かい指導	9.1%	24.2%	33.3%	27.3%	6.1%	
適切な評価	50.8%	35.4%	7.7%	3.1%	3.1%	
長期休業	28.8%	40.9%	18.2%	9.1%	3.0%	
学期制のあり方	29.2%	26.2%	24.6%	20.0%		

- | | |
|-----------|----------------|
| 1・思う | 1・2学期制がよい |
| 2・やや思う | 2・どちらかというと2学期制 |
| 3・あまり思わない | 3・どちらかというと3学期制 |
| 4・思わない | 4・3学期制がよい |
| 5・わからない | |

(5) 3学期制の経験 小・中学校全教職員 あり なし

n=584

n=358

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	指定なし	あり				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	25.9%	28.3%	23.3%	13.1%	9.5%	
きめ細かい指導	19.7%	23.8%	31.0%	14.7%	10.9%	
適切な評価	53.7%	37.4%	4.3%	1.0%	3.6%	
長期休業	33.7%	45.7%	12.7%	4.5%	3.4%	
学期制のあり方	42.4%	27.8%	19.6%	10.1%		

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	指定なし	なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	12.3%	14.5%	14.0%	5.9%	53.4%	
きめ細かい指導	13.4%	19.8%	12.0%	3.4%	51.4%	
適切な評価	38.0%	41.3%	5.0%	0.3%	15.4%	
長期休業	26.5%	47.8%	12.6%	1.1%	12.0%	
学期制のあり方	48.2%	37.8%	12.0%	2.0%		

(6) 3学期制の経験 小学校全教職員 あり なし

n=372

n=240

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	小学校	あり				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	32.1%	30.4%	19.6%	8.7%	9.2%	
きめ細かい指導	27.2%	29.6%	25.5%	6.5%	11.1%	
適切な評価	52.3%	38.8%	4.0%	0.5%	4.3%	
長期休業	41.1%	44.9%	8.6%	1.6%	3.8%	
学期制のあり方	54.7%	29.4%	13.7%	2.2%		

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	小学校	なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	14.2%	13.3%	12.9%	7.1%	52.5%	
きめ細かい指導	16.7%	23.3%	7.9%	2.5%	49.6%	
適切な評価	35.4%	41.7%	4.6%	0.4%	17.9%	
長期休業	31.7%	45.8%	8.8%	0.8%	12.9%	
学期制のあり方	55.2%	37.2%	7.1%	0.4%		

(7) 3学期制の経験 中学校全教職員 あり なし

n=212

n=118

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	中学校	あり				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	15.1%	24.5%	29.7%	20.8%	9.9%	
きめ細かい指導	6.6%	13.7%	40.6%	28.8%	10.4%	
適切な評価	56.1%	34.9%	4.7%	1.9%	2.4%	
長期休業	20.8%	47.2%	19.8%	9.4%	2.8%	
学期制のあり方	20.9%	25.1%	29.9%	24.2%		

年代	校種	3学期制経験				
指定なし	中学校	なし				
集計表	1	2	3	4	5	
授業時間の増加	8.5%	16.9%	16.1%	3.4%	55.1%	
きめ細かい指導	6.8%	12.7%	20.3%	5.1%	55.1%	
適切な評価	43.2%	40.7%	5.9%	0.0%	10.2%	
長期休業	16.1%	51.7%	20.3%	1.7%	10.2%	
学期制のあり方	33.9%	39.0%	22.0%	5.1%		

1・思う	1・2学期制がよい
2・やや思う	2・どちらかという2学期制
3・あまり思わない	3・どちらかという3学期制
4・思わない	4・3学期制がよい
5・わからない	

3 保護者 実態調査



<アンケート調査・項目>

- **校種** 届いた封筒の宛名のお子様が在籍している学校
 1・小学校 2・中学校
- ① **適切な評価** 現在、学校は、評価や成績の出し方等について、児童生徒や保護者へていねいに説明している（伝えている）と思いますか。
 1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ② **長期休業** 現在、学校は、学期の途中にある長期休業期間に、児童生徒が課題を決めて生活したり学習したりできるように、指導できていると思いますか。
 1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ③ **学期制のあり方** 小・中学校の学期制のあり方について、現在の子供達にとって、これからどちらがよいのか選んでください。
 1・2学期制がよい 2・どちらかという2学期制がよい 3・どちらかという3学期制がよい 4・3学期制がよい

(1) 小・中学校 保護者

	対象者数	回収数	回収率
小・中学校保護者	720	416	57.8%

校種	n=416				
指定なし					
集計表	1	2	3	4	5
① 適切な評価	28.0%	34.9%	25.3%	8.2%	3.6%
② 長期休業	21.2%	50.8%	17.8%	5.3%	4.8%
③ 学期制のあり方	11.6%	23.7%	34.1%	30.7%	

1・思う 1・2学期制がよい
 2・やや思う 2・どちらかという2学期制
 3・あまり思わない 3・どちらかという3学期制
 4・思わない 4・3学期制がよい
 5・わからない

(2) 小学校 保護者

	対象者数	回収数	回収率
小学校保護者	480	283	59.0%

校種	n=283				
小学校					
集計表	1	2	3	4	5
① 適切な評価	23.7%	35.0%	28.3%	8.5%	4.6%
② 長期休業	21.6%	49.8%	18.4%	5.7%	4.6%
③ 学期制のあり方	11.7%	21.4%	33.8%	33.1%	

1・思う 1・2学期制がよい
 2・やや思う 2・どちらかという2学期制
 3・あまり思わない 3・どちらかという3学期制
 4・思わない 4・3学期制がよい
 5・わからない

・主な意見

①	②	③	③の理由	その他記入欄
1	1	1	7月、12月が学期末にならず、長期休業前まで学習時間が確保されている。	外国語等時間数が増えていく中で、学期を増やしていくことは難しく感じる。土曜日が学校になっても困ります。
1	1	2	また3学期制に戻したら子どもも先生も混乱すると思います。	そもそもなぜ2学期制に変更したのかが分かりません。それを今さら戻すかどうかという話が出てくるのも疑問です。一番に子どもの事を考えていただけるとありがたいです。

2	2	3	長期休みでリセットができて、メリハリがあると思うから。	先生の負担が大きければ、2学期制でもいいと思います。子どもの事だけでなく先生の負担についても考えた方がいいと思います。
2	2	3	自分も3学期制でしたし、夏休み前の通知表が気になって勉強などしたから。	3学期制は私たち世代には当たり前だったので、何で2学期制？と疑問が生まれる。2学期制のメリットを親に説明すれば納得する人も増えると思う。今回たまたま同級生と子どもの話で2学期制の話が出て、「3学期制のがいいよね。夏休み明けてすぐテストなんて、夏休み楽しめないじゃん！」と話したが、今回この用紙提出のために調べた。先生の負担が少なくなる、授業数の減少（3学期制だと始業・終業式で6日減る）、夏休み明けテストなので子ども身を引くしめ授業を行える等あった。これを考えると2学期制の方がいいように思ってしまった。でも何となく3学期制の方が好き。すみません好みの問題ではないのに…。
3	3	3	2学期制だと期間が長く感じる。夏休み前までを目安に3学期制のほうが子どもたちも成績表を見ての姿勢が変わるのでは。	成績表について観点別評価と評定についての説明を学校はあまりしてくれない。書面でもおおまかに成績表の付け方について説明して、相談会などあるが、もう少し、より詳しく成績表の見方について説明してほしい。
3	3	3	2学期制にして何が変わったのかが良く分からないから。成績表が2回になったことくらいしか変化がわかりません。	学期制とは関係ないのですが、小中学校にクーラーの設置をして欲しいです。
2	2	4	親も3学期制で慣れている。8月31日までは夏休みというイメージがこびりついている。授業時数確保とはいえ、昔も十分に勉強していた。元に戻すことを強く願う。	10月で前期・後期を分けている2学期制に慣れず、7月に面談をやり課題を見つけ追求していくので、1学期で成績をつけてもらいたい。学校によって成績が出る時期が同じかは分からないが、1学期で成績、2学期、短いけど3学期で出してもらいたい。親も2学期制になっての利点が分からないまま過ごしている状態である。昔が良かった。
3	2	4	子どもの学校での様子が細かく理解できるため。	3学期制の方が評価が細かく出るため、希望します。また、試験対策なども立てやすく、子どもにも余裕がでるような気がします。先生方は大変かと思います。教員数が増え、1人あたりの業務が減ると良いと思います。
1	3	4	各学期の学習および生活の進捗状況を細かく知りたい。	2学期制において学習および生活の様子をとても細やかに丁寧に評価していただき、大変感謝しております。そのため3学期制にすることで、さらにきめ細かくよりよく学習や生活の様子を進捗状況を親が把握し、各学期の子どもの成長の可能性を伸ばし励ます目安として大いに活用していくことができると考えているからです。

(3) 中学校 保護者

	対象者数	回収数	回収率
中学校保護者	240	133	55.4%

n = 133					
校種					
中学校					
集計表	1	2	3	4	5
① 適切な評価	37.1%	34.8%	18.9%	7.6%	1.5%
② 長期休業	20.5%	53.0%	16.7%	4.5%	5.3%
③ 学期制のあり方	11.3%	28.6%	34.6%	25.6%	

1・思う	1・2学期制がよい
2・やや思う	2・どちらかという2学期制
3・あまり思わない	3・どちらかという3学期制
4・思わない	4・3学期制がよい
5・わからない	

・主な意見

①	②	③	③の理由	その他記入欄
1	2	1	2学期制になじんでいる。浸透しているとと思うから。	正直、2学期制でも3学期制でもどちらでもいいです。でも、2学期制に子供たちもなじんでいますし、また、わざわざ3学期制に戻すこともないと思います。3学期制に回帰する陳情項目が採択されたそうですが、3学期制に回帰したい理由を知りたいです。また、どんな人たちが陳情したのですか？
2	2	1	ずっとそうだから、急に戻されても困る。ペースが乱れます。	2学期制継続の時は秋休みをください。夏休み前の仮成績が出るのと夏休みの課題のやりがいになるかなと思います。
1	1	2	あえて変える必要はないと思います。	議員が決めたり指摘したりすることではないと思う。子供が混乱するのでやめてほしい。なぜ今さら3学期制に戻そうとしているのか、理解できない。このアンケートの費用がもったいない。
1	2	2	3学期制のがわかりやすくて良いが、テストが増えるのが負担になるのでは…	自分（親）も3学期制でやってきている為、3学期制のがわかりやすいが、テストの回数や休み中（夏休み等）に期末テストの勉強ができたりするので、子供への負担が少ないのではないかと思います、2学期制がよいにしました。
1	2	2	小1から2学期制のため、子供は2学期制に慣れている。中学になり、定期テストのことを考えると、3学期制だと慌しいと思う。（自分自身は子供の頃3学期制で、テストばかりだった印象。2学期制の子供を見ていると、このペースが良いのでは？と思う）	夏休み前に成績表が出され、夏休み中に何を勉強したらよいか話す機会があるため、2学期制で問題ないと思う。夏休み中にがんばれば、明けの期末テストの対策もできるなど、子供にも余裕が生まれている。前期と後期の間が短く、成績表も3日程で返却しなければならぬので、ゆっくりと見る時間がないのは問題かと思う。後期が始まって1週間後くらいに返却と少し余裕があると、子供とじっくりと内容を確認する時間がとれるのではないかとと思う。
1	2	3	長期の休みが学期の区切りとなり、学校生活にめりはりがつけやすい。	③で3と回答しましたが、3学期制に戻して先生や子供の負担が増えるようであれば、2学期制の継続を望みます。
3	3	3	2学期制のメリットがわからない。長期休暇の前に区切りがある3学期制の方が良い。	10月の途中で前期が終了で、給食がなくなるなど、なかなか2学期制にはなじめない。10月で後期にきり変わるのに、夏休み前に通知表をもらうこともよく分からない。2学期制にするのであれば、前期の終わりに通知表を渡すべきでないかと思う。とにかく、3学期制の方が良いと思います。
2	3	4	夏休み終了後すぐの9月上旬に定期テストはいかなものかと思う。また、同じテストの結果で中身の変わらない成績表又はテスト結果を2回記載することは時間の無駄ではないでしょうか。	
4	3	4	夏休み前に成績表がもらえないのが不安。	高校受験のとき「2学期の成績表を基に…」とか書いてあるけど、小田原はどの時期の成績表を基にしているのでしょうか？7月に出してもらえる仮の成績表ですか？仮って何ですか？4月～7月までに2学期制だと1回しか定期テストがありません。同じ市内の中学でも、9教科テストがあるところと5教科しかないところがあります。3学期制の学校は夏休みまでに2回テストがあります。同じように平等な評価ができるのでしょうか。県内に学区がないなら、統一すべきだと思います。

4 学校評議員・学校運営協議会委員 実態調査



<アンケート調査・項目>

- **校種** 委員を務める学校
1・小学校 2・中学校
- ① **長期休業** 現在、学校は、学期の途中にある長期休業期間に、児童生徒が課題を決めて生活したり学習したりできるように、指導できていると思いますか。
1・思う 2・やや思う 3・あまり思わない 4・思わない 5・わからない
- ② **学期制のあり方** 小・中学校の学期制のあり方について、現在の子供達にとって、これからどちらがよいのか選んでください。
1・2学期制がよい 2・どちらかというと2学期制がよい 3・どちらかというと3学期制がよい 4・3学期制がよい

(1) 小・中学校 学校評議員・学校運営協議会委員

	対象者数	回収数	回収率
小・中学校 委員	297	262	88.2%

校種	r = 262				
	1	2	3	4	5
① 長期休業	29.8%	41.5%	10.9%	0.8%	17.1%
② 学期制のあり方	18.6%	31.6%	37.2%	12.6%	

1・思う 1・2学期制がよい
2・やや思う 2・どちらかというと2学期制
3・あまり思わない 3・どちらかというと3学期制
4・思わない 4・3学期制がよい
5・わからない

(2) 小学校 学校評議員・学校運営協議会委員

	対象者数	回収数	回収率
小学校 委員	218	199	91.3%

校種	n = 199				
	1	2	3	4	5
① 長期休業	28.9%	43.1%	11.7%	0.5%	15.7%
② 学期制のあり方	18.8%	31.8%	34.9%	14.6%	

1・思う 1・2学期制がよい
2・やや思う 2・どちらかというと2学期制
3・あまり思わない 3・どちらかというと3学期制
4・思わない 4・3学期制がよい
5・わからない

・主な意見

①	②	②の理由	その他記入欄
1	1		2学期制、3学期制とどちらを選択しても長所・短所があると思いますが、小田原市が2学期制を選択し、やっとそれに慣れてきたときに先生方、児童に混乱を起こすようなことを敢えてすることは無いと思います。それよりも先生方、児童が2学期制の中で安心して落ち着いて学校生活、学習等に取組めることの方が大事だと思います。
1	2	2学期制で今のところ問題が起きていないため、夏休み前にきちんと親子面談をして夏休み対策（生活・学習面等）を先生からアドバイスいただいているので。	先生方にとって負担の無いほうでいいと思います。（日々学習の準備で先生も大変だと思うし、家庭もあるまた、どちらのほうが子どもたちにとって良いのかわからないため、先生方にとって子どもを評価する良い方で検討いただければと思います。
1	2		3学期制から2学期制にした目的の達成度を評価すべき。市

			議会の陳情は抽象的で課題不明。小田原市と横浜市のアンケート結果を確認した。結論は「大差なし」よって、3学期制に戻し混乱を発生させない方が得策＝現状維持が良い。2学期制の枠組下、そのメリットを活かし、「より充実した教育の実現を目指す」ことに注力をして頂きたい。現場を預る学校・教育機関の判断にお任せしたい。
2	2	現在でも授業数を確保するのに苦労しているのに、3学期制になるとより難しくなるのではないかと思う。	夏休みが学期の途中でメリハリがつきにくく、2学期制のデメリットもあると思う。サマースクール等の充実が望まれると思う。
1	3	児童の生活を考えると、長期休業前に学期の区切りにより休業明けの気持ちや生活の切り替えがしやすいのではないかと思います。また、学校からの成績を受け、休業中に児童なりに目標を持って自主的に学習に取り組む姿勢につながるのではないのでしょうか。	授業時間数や先生方の児童と関わる時間の確保を考えると2学期制のメリットがあるのではないかと考えています。2学期制、3学期制に捉われず現在で最善と思う方法（成績の通知の回数・学期末の授業時間数等）を検討し、行っていくことが良いと考えます。自治体単位で決めなければならないとしても、学校単位で工夫できる柔軟性が必要だと思います。
2	3	日本の気候の特徴から、夏の高湿多湿の問題があり、年を経るごとにその厳しさは増しています。夏をまたがずに3学期制にしたほうが、健康・学習面でよいと思います。	現場の状況・意見を的確に把握し、小中の児童生徒たちが未来に向けて元気に充実した環境で過ごしていけるように対処をお願いします。3学期制の方が短い期間で区切りをつけることができるので目標も設定しやすく日本の季節と一緒に勉強や生活のリズムを整えやすいと思っています。
3	3	2学期制を選択した理由（わけ）が明確になっていないと単に2学期制、3学期制だけの議論が繰り返されます。基本理念をしっかりと市民全体で共通理解が必要です。	難しい問題です。アンケートをまとめると必ず二分された意見になります。行政としての姿勢にかかっていると思います。
1	4	学期間に長期休業があり、1期間としては長すぎる。長期休業を挟むとどうしても「だらけ」の傾向になりやすい。	学期制については、以前のように期間ごとの長期休みを跨がずに3学期制に戻し評価をしたほうがいい。但し、先生の負担増（成績表作成ほか）が発生する事が懸念されるが、評価の方法等を見直し対処可と考える。

(3) 中学校 学校評議員

	対象者数	回収数	回収率
中学校 委員	79	63	79.7%

校種	n=63				
中学校					
集計表	1	2	3	4	5
① 長期休業	32.8%	36.1%	8.2%	1.6%	21.3%
② 学期制のあり方	18.0%	31.1%	44.3%	6.6%	

1・思う	1・2学期制がよい
2・やや思う	2・どちらかというところ2学期制
3・あまり思わない	3・どちらかというところ3学期制
4・思わない	4・3学期制がよい
5・わからない	

・主な意見

①	②	②の理由	その他記入欄
2	2	せっかく定着してきた2学期制をわざわざ子供・学校を混乱させる必要はないと思う。	3学期制を2学期制に変えるときに大きな混乱があった。今は2学期制が定着しているので、生徒や先生にとってもそのまま良いと思う。
1	未	2学期制が良いか、3学期制がよいか判断できない。私たちの頃は3学期制だったので。	私たちの時代は3学期制だったが、時代が変わり教育方針が変わり2学期制にしたのでしようが、学力を重んじて人間性を軽んじないようお願いいたします。

新学習指導要領が目指す、
授業で育成する「資質・能力」の3つの柱

学びに向かう力・人間性等

知識・技能

思考力・判断力・表現力等



1 新学習指導要領の方向性に向けた対応

(1) 「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」の実現に向けて

- ア 教科等横断的な視点で図る教育活動の改善
 - A 各教科等で育む「資質・能力」の整理、年間指導計画や教育内容の再考
 - B 運動会等の学校行事や委員会活動等それぞれの活動で育む資質・能力の整理と設定
- イ 新教育課程編成をふまえた教育課題への対応
 - A いじめ・登校支援の対応
 - B 支援教育・インクルーシブ教育の推進
 - C 地域とともにある学校づくりの推進
 - D プログラミング教育の導入と対応

(2) 新設教科等への対応

- ア 「特別の教科道徳」の準備と対応
 - A 「考え議論する道徳」授業のための研修
 - B 別業及び年間計画の作成と改善、評価のあり方についての研修

イ 「外国語活動、外国語（英語）科…新設」の準備と対応

- A 3・4年 外国語活動 35時間 ※ 0時間→35時間
- B 5・6年 外国語（英語）科 70時間 ※ 35時間→70時間…現在は35時間の外国語活動



2 増加する35時間分へのシミュレーション例 ～小学校～

+35時間 (単位時間) 45分×35時間=1575分

	国	社	算	理	音	図	家	体	道	特活	外国	総合	小計	行事等	計
H14年	175	100	150	95	50	50	55	90	35	35	—	110	945	約65	約1010
H23年	175	105	175	105	50	50	55	90	35	35	35	70	980	約65	約1045
2020年	175	105	175	105	50	50	55	90	35	35	70	70	1015	約55	約1070

- (1) 余剰時間（天災等に備えて余剰で授業時数を確保している時間）の削減 約2～20時間 【各校】
- (2) (授業時数で計上されない) 特別活動（クラブ活動・委員会活動）の見直し 約1～5時間 【各校】
例) 年間約12時間 → 年間約7時間
- (3) (授業時数で計上されない) 行事（遠足や宿泊学習等）の見直し 約0～5時間 【各校】
- (4) 朝の時間を教科として計上 約13時間 【各校】

例)	月	火	水	木	金
約15分	朝読書	係/学級集会	計算タイム ※1/3時間計上	漢字タイム ※1/3時間計上	朝読書

約15分	朝読書/係等	外国語 ※1/3時間計上	算数 ※1/3時間計上	国語 ※1/3時間計上	朝読書/集会等
------	--------	-----------------	----------------	----------------	---------

- (5) 外国語科15分授業や60分授業の設定について検討 【各校】
- (6) 『校内会議や研修』の削減や日程変更、通知表（票）作業日を変更 約6時間 【各校】
例) 3回程度 校内会議や研修 1回削減、1回を長期休業中に移動
通知表（票）作業日 9月の1回を長期休業中に移動 ※2学期制の場合
4時間授業を6時間授業にすることで2時間×3回分
- (7) 長期休業期間の短縮（1日分減らす等）・期間変更について検討 約0～6時間 【各校】
- (8) 管理運営規則の変更…長期休業・冬季休業を1日分減らす等 約0～6時間 【教育委員会】

「2学期制を継続する場合」と「3学期制に戻す場合」の比較検討資料

(1) 通知表(票)や成績提示等に関すること

	現在 平成30年度	2学期制を継続する場合	3学期制に戻す場合
通知表(票)回数	小…2回 中…2～4回(学校対応) *1	小…2回 中…2～4回(学校対応) *1	小…3回 中…3回(学校対応) *1
夏季休業前の成績等の提示と配付	小…なし 中…あり(学校対応)	小…通知表検討会にて提示・配付する方向で様式を含めて検討 中…あり(学校対応)	小…あり *2 中…あり(学校対応)
夏季休業前の教育相談	小…あり(全保護者) 中…あり	小…あり(全保護者) 中…あり	小…あり 簡易的な方法を検討 中…あり
通知表(票)の配付と回収、期間	前期終了日に配付/後期開始日に回収する学校が多い	配付から回収までの十分な期間若しくは回収しない方法を検討	夏季休業前に配付/休業明けに回収若しくは回収しない方法を検討
小学校 作成作業集中時期	夏休中・9月・3月	夏休中・9月・3月	7月・12月・3月
中学校 作成作業集中時期	7月・9月・11～12月・3月	7月・9月・11～12月・3月	7月・9月・11～12月・3月
作業時間:担任:1枚あたり	約3時間	約2時間 *2	約2時間 *2
作業時間:担任:30人学級	180時間 3×30人×2回	120時間 2×30人×2回	180時間 2×30人×3回

*1 中学校は各校で異なる。「通知票(所見なし・所見あり)」「成績票(所見なし)」「連絡票」を組合せて配付している。

*2 校務システムの通知表(票)様式を見直し、例えば、所見・出欠席欄を削除する等より簡易的にすることを前提とする。

(2) 授業日数や時数に関すること

	現在 平成30年度	2学期制を継続する場合	3学期制に戻す場合
始業式等/事前指導/準備	小…2回 中…1～2回(学校対応) * *1回の学校は、代替で、全校生徒が集い、特別活動における委員会委嘱式等を行っている。	小…2回 中…1～2回(学校対応) * *1回の学校は、代替で、全校生徒が集い、特別活動における委員会委嘱式等を行っている。	小…1～3回(学校対応) * 中…1～3回(学校対応) * *1～2回の学校は、代替で、全校生徒が集い、特別活動における委員会委嘱式等を行っている。
終業式等/事前指導/準備	小…2回 中…1～2回 * *1回の学校は、代替で、全校生徒が集う場での全校講話等、特別活動や道徳等を行っている。	小…2回 中…1～2回 * *1回の学校は、代替で、全校生徒が集う場での全校講話等、特別活動や道徳等を行っている。	小…1～3回(学校対応) * 中…1～3回(学校対応) * *1～2回の学校は、代替で、全校生徒が集う場での全校講話等、特別活動や道徳等を行っている。
夏季休業日数	42日	42日	40日
冬季休業日数	14日	13日～14日	13日～14日
※1日の削減で約6時間の時数確保可能	56日	55日～56日 ※授業時数確保のため長期休業削減で約0～6時間を捻出する。	53日～54日 ※授業時数と通知表作業確保のため長期休業削減で約12～18時間を捻出する。
土曜授業日数(児童生徒の振替なし)	0日 ※各校对応により可能ではあるが実施する際は教職員の人的加配や勤務振替等、十分な配慮が必要 ※児童生徒の習い事や部活、休日行事等への配慮が必要	0日 ※各校对応により可能ではあるが実施する際は教職員の人的加配や勤務振替等、十分な配慮が必要 ※児童生徒の習い事や部活、休日行事等への配慮が必要	0日 ※各校对応により可能ではあるが実施する際は教職員の人的加配や勤務振替等、十分な配慮が必要 ※児童生徒の習い事や部活、休日行事等への配慮が必要
学校行事の見直し(時期)	—	—	必要 ※通知表作成作業の集中時期に対応した学校行事の開催時期見直しを検討
学校行事の見直し(削減)	—	必要 ※各校により異なるが新学習指導要領完全実施に向けた授業時数確保のため各校で対応を検討	必要 ※各校により異なるが新学習指導要領完全実施に向けた授業時数確保のため各校で対応を検討
中学校 定期テスト回数	4回 ※6・9月・11月・2月	4回 ※2学期制以前から4回で同時期	4回 ※2学期制以前から4回で同時期
小学校 テスト集中時期	9月・2月	9月・2月	6月・11月・2月

(3) 空調設備や給食に関すること

	現在 平成30年度	2学期制を継続する場合	3学期制に戻す場合
給食日数	小…184日 中…179日	+1日分以上 (長期休業の削減日数に準ずる)	+3日分以上 (長期休業の削減日数に準ずる)
給食費	小…4,300円、中…5,000円	次回2020年度の給食費検討委員会で検討	変更ないが次回2020年度の検討会で検討
空調設備・普通教室	なし	あり ※平成31年度から設置	あり ※平成31年度から設置
空調設備・特別教室	なし	設置を検討	設置を検討

*3 小学校は186日、中学校は185日まで可能。ただし日数を増やす場合の一食分単価は下がる。

(4) その他

	現在 平成30年度	2学期制を継続する場合	3学期制に戻す場合
児童生徒の生活リズム	全般的に定着	全般的に定着	導入時は配慮が必要だがその後は定着
児童生徒が季節感や四季を感じるための指導	主に学級活動にて行う 始業式・終業式等を通して行う	主に学級活動にて行う 始業式・終業式等を通して行う	主に始業式・終業式等を通して行う 学級活動にて行う

「2学期制を継続する場合と3学期制に戻す場合の各スケジュール」の比較検討資料

年 度	2学期制を継続する場合の想定スケジュール		3学期制に戻す場合の想定スケジュール		備 考 ※…国 *…市
	学 校	市教育委員会	学 校	市教育委員会	
平成31年度 2019年度 決定年度	<p>※学習指導要領準備期間 (小中学校)</p> <p>・通知表検討会開催 (小学校)</p> <p>・保護者へ通知/説明</p> <p>・長期休業変更に係る計画変更 学校経営計画 各教科年間指導計画 学校行事の時期見直しや削減</p>	<p>・教育委員会定例会議決 (学期制)</p> <p>・市議会へ説明</p> <p>・通知と広報 (市民/保護者)</p> <p>★校務システム通知表様式変更 (小学校) …学習指導要領 完全実施に伴う変更</p> <p>・教育委員会定例会議決 *1 (長期休業期間)</p> <p>・管理運営規則改正 *1 (長期休業期間)</p>	<p>※学習指導要領準備期間 (小中学校)</p> <p>・通知表検討会開催 (小学校)</p> <p>・保護者へ通知/説明</p> <p>・児童生徒へ説明</p> <p>・長期休業変更に係る計画変更 学校経営計画 各教科年間指導計画 学校行事の時期見直しや削減</p>	<p>・教育委員会定例会議決 (学期制)</p> <p>・市議会へ説明</p> <p>・通知と広報 (市民/保護者)</p> <p>★校務システム通知表様式変更 (小学校) …学習指導要領 完全実施に伴う変更</p> <p>・教育委員会定例会議決 *1 (長期休業期間)</p> <p>・管理運営規則改正 *1 (長期休業期間)</p> <p>*学期制移行準備会開催</p>	<p>*市相談C開設準備 ※ご退位・ご即位 ※10連休導入</p> <p>○予算 (国に準じた 変更は原則無償)</p> <p>*1 市全体で休業期 間を統一する場合 各校で対応の場合 はこれに準じない</p>
2020年度	<p>※小学校学習指導要領完全実施 ※学習指導要領準備期間 (中学校)</p> <p>・通知表検討会開催 (中学校)</p>	<p>★校務システム通知表様式変更 (中学校) …学習指導要領 完全実施に伴う変更</p> <p>・給食費値上げ検討/給食日変 更検討 …給食費検討委員会 (3年ごと開催)</p>	<p>※小学校学習指導要領完全実施 ※学習指導要領準備期間 (中学校)</p> <p>・3学期のための各種計画変更 学校経営計画 各教科年間指導計画 学校行事の時期見直しや削減</p> <p>・具体的計画を保護者へ説明</p> <p>・通知表検討会開催 (中学校)</p> <p>・3学期のための各種計画変更 学校経営計画 各教科年間指導計画 学校行事の時期見直しや削減</p> <p>・具体的計画を保護者へ説明</p>	<p>・管理運営規則改正 (学期制)</p> <p>*学期制移行準備会開催 ⇒具体的計画を各校へ説明</p> <p>★校務システム通知表様式変更 (中学校) …学習指導要領 完全実施に伴う変更</p> <p>・給食費値上げ検討/給食日変 更検討 …給食費検討委員会 (3年ごと開催)</p>	<p>*市相談C開設 ※東京五輪開催</p> <p>○予算 (国に準じた 変更は原則無償)</p> <p>○予算 (国に準じた 変更は原則無償)</p>
2021年度	<p>※中学校学習指導要領完全実施</p>	<p>★特別教室の空調設備設置検討</p>	<p>※中学校学習指導要領完全実施</p> <p>・3学期のための各種計画変更 学校経営計画 各教科年間指導計画 学校行事の時期見直しや削減</p> <p>・具体的計画を保護者へ説明</p> <p>・具体的計画を児童生徒へ説明</p> <p>・通知表 (票) 検討会開催 (小・中学校)</p>	<p>★特別教室の空調設備設置検討</p> <p>★校務システム通知表 (票) 様 式変更 …3学期制にもどす ことに伴う変更</p>	<p>★予算 (約 円)</p> <p>★予算 (約 円)</p>
2022年度			<p>*3学期制の開始</p>	<p>*3学期制の開始</p>	

平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
(平成31年4月教育委員会定例会報告分)

資料3

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手中」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→指摘が完了した時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手中→指摘に着手中の時などに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→指摘に対し取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手中とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→指摘に対応しないと決定した時などに選択。

※理由記載欄の下線箇所は、点検・評価者の指摘を受けたことにより取組が始まったもの。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

H31.3月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学 力 向 上 支 援 事 業	1	少人数指導やチームティーチング実施校（学級）の場合と未実施校（学級）の場合の成果を比較し、少人数指導スタッフの在り方や職員配置への配慮・検討に取り組んでいただきたい。	完了	学校規模や子供たちの実態が違う中、配置の有無による学力の成果を測ることは困難である。少人数指導スタッフの配置については、県加配を勘案し、配置基準を見直しながら、効果的な配置を検討した結果、平成31年度も同じ配置基準で、事業を継続することとした。
	2	非常勤講師が教員と同じ専門性の高い情報を共有していただきたい。	完了	配置している市費非常勤講師のほとんどが、過去に正規教員または県費非常勤講師の経験者であり、教科指導経験が豊富である。各学校の授業研究会に参加し、教科の指導法研修に参加できるよう対応しており、専門性の高い情報も共有できている。
	3	事業の評価や成果を、保護者アンケート、授業アンケート等で結果を示すべき。	対応予定なし	保護者が事業の成果を実感したり、事業を評価したりすることは困難であり、負担をかけてしまうため、現時点では取り組む予定はない。
	4	免許教科外教科教員、教科指導充実非常勤講師の必要性は、中学校の教諭の層が薄くなっているのではないかと。	完了	教員の配置については、教職員定数法に基づくものであり、生徒数が減少し、学級数が減ると配置される教職員の定数も減少し、教職員の層が薄くなっているため、今後も非常勤講師の適正な配置を進めていきたい。また、県教育委員会に対して、県費負担教職員の適正な配置について要望していく。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
読書活動推進事業	5	学校司書の配置が生徒の学力成果に繋がったことを具体的な数字で記録し、今後の配置につなげるべきではないか。	対応予定なし	学校司書の配置と学力の成果をクロス集計することは不可能である。
	6	学校司書の活動を可視化し、必要性をアピールしてほしい。	完了	「日報」だけでなく、各学校司書が工夫をして、図書館だよりを出すなど、学校司書の活動を可視化する取り組みは進んでいる。
	7	学校司書と教員とが連携し、双方の業務の充実や効率化を図れるのではないか。	完了	直接雇用したことにより、学校司書と教員の連携は深まっている。このことにより、子供への読書相談や学習支援が充実している。
	8	学校司書と教員との有機的な連携を図るための研修の予算化を望む。	完了	講師を招聘して、学校司書と教員が共に対象となる研修会を開催しており、有機的連携が図られている。
	9	学校図書館と市立図書館との連携協力体制の整備を望む。 (蔵書の貸し借りのシステム化も含む)	未着手	図書の貸し借りのためのシステムを導入するためには、相当な費用を要するため、今後研究していきたい。
	10	学校司書の研修会に、学校教員や図書ボランティア等の参加も可能とするなど検討されたい。	着手中	学校教員は参加対象としているが、 <u>図書ボランティア等の参加について、今後検討していきたい。</u>
	11	図書館運営に児童生徒も参加できるようにすることも重要。	完了	学校図書館の運営では、児童生徒会活動の一環として、児童生徒も参加している。
体力・運動能力向上事業	12	今後は中学生が小学生を指導するなど、児童生徒が講師役を担う人材育成・生涯教育の観点も加味し、事業の維持発展を望む。	完了	現在、小学校体育大会の陸上種目の練習において、一部の小学校を対象に中学生が小学生に指導する機会を設けるなど、小中学校の交流は進んでいる。各中学校区の交流として、こうした機会が増えている。
	13	派遣した学校としなかった学校との比較や、過去に派遣された学校でのノウハウの引継ぎがされているのか検証し、今後に活かしていくことが必要。	完了	体力・運動能力向上指導員の派遣は、平成32年度までの事業であり、教員がそのノウハウを生かして、今後の学校の取組としていくことができるよう対応しているところである。
	14	アスリートの派遣を早期に全小中学校でできるようにし、在学中に一度はトップアスリートと触れ合う機会を持つことを望む。	検討中	市教育委員会事業としては平成28年度から著名なアスリートを16校のべ18回派遣した。子供がスポーツや運動に関心を持つことや、将来の夢につながることは重要であり、アスリートから学ぶ効果は高いと考えている。平成31年度の派遣先は原則、過去の派遣実績がない学校とし、対象児童の考え方についても検討していきたい。 なお、平成30年度の実績は、教育委員会事業として小学校7校、中学校4校にアスリートを派遣した。その他、県の事業として小学校1校、ラグビーオーストラリア代表選手との交流を小学校1校、アスリートと触れ合う機会を設けることができた。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
情報教育の推進	15	メディアリテラシー、モラルリテラシー育成の観点から「情報教育研修会」を予算化し、恒常的に開催する必要がある。	完了	県で開催する初任者研修や年次研修において情報教育や情報モラル教育等について扱われている。市においても既存の児童生徒指導研修会の中で必要に応じて扱っていく。なお、メディアリテラシー、モラルリテラシーについては、教育課程上、社会科や技術科等の学習に、また、道徳科の教科書でも取り扱いがあり、それぞれの教科研究の中で、教職員の資質や指導力が高まっていくものと考えている。
	16	携帯・スマートフォン使用頻度の高さから小中学生がトラブルや危険にさらされている現状にあることを再認識し、市教育委員会として「メディアリテラシーに関する手引書」の作成に取り組む必要がある。	完了	携帯やスマートフォンのトラブルや危険に関して、文部科学省が、小中学生向け資料「スマホ時代のキミたちへ」を文部科学省が作成し、毎年全家庭に配布しており、本市でもその資料を活用し、SNS等のトラブルの未然防止の指導を行っている。
	17	正しい情報の選択やSNSに潜む危険性等を子供たちに十分理解させることが重要で、学校としても保護者等と連携をとって進めていく必要がある。	完了	御指摘の内容については、各校では、携帯電話会社や警察から講師を招請し児童生徒対象の学習を実施している。また、中学校では新入学時説明会において保護者へ話をしている。青少年育成協議会と連携し、保護者や地域の方への啓発の場を設けている学校もある。今後もこうした取組の拡充を図っていく。
家庭学習の推進	18	「おだわらっ子ドリル」のねらいを、教員が蓄積してきた学習のつまづきの改善を共有するとともに、つまづきやすい問題等に関するアドバイスを入れ込むなどし、基礎的な勉強がわからない子供を減らす目的で、予算化し推進していただきたい。	着手中	現在、教育研究所プロジェクト研究（平成30年4月～平成32年3月）において、8名の研究員によって、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で御意見を参考にしていきたい。
	19	「おだわらっ子ドリル」の必要性や費用対効果、活用方法を十分に検討した上で、作成を継続するか市販のドリルの活用を選択すべき。	着手中	現在、教育研究所プロジェクト研究（平成30年4月～平成32年3月）で、小3～6年の国語と算数のドリルを作成途中であり、その中で御意見を参考にしていきたい。
	20	「家庭学習の手引き」を、①作成趣旨と活用方法を十分に理解してもらえ、②基礎学力の育成と発展的学習を分けて考え、家庭への対応も分けて行う、③基礎的な学習及び発展学習と自らの興味関心から探求する学習とを明確に区分する、といった視点で作成できないか。	未着手	「家庭学習の手引き」は、各小学校が実態に応じて工夫をしながら作成している。現時点で小田原市として手引きを作成する考えはない。指摘事項については、機会をとりながら、指導していきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
推進立事業幼稚園教育	21	私立幼稚園との連携強化体制づくりを積極的に推進していく必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	22	公立幼稚園での取組の成果等を、私立幼稚園・保育所へ情報提供し、共有するシステムの構築が必要である。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
	23	延長保育の拡充をさらに進める必要がある。	対応予定なし	延長保育については、現在検討している認定こども園化に含めて検討していくため取り組んでいない。
	24	認定こども園化への移行について、幼稚園型か連携型かの方向性を打ち出す必要がある。	着手中	教育部と子ども青少年部で「公立幼稚園・保育所のあり方」を作成中であり、今後、民間施設等を交え協議していく予定である。
支援教育事業	25	個別支援員の通常級への配置を充実するため、さらなる増員措置に努められたい。	完了	学校のニーズをとらえ、平成31年度に増員するための予算を増額計上した。
	26	通常級の児童生徒への障がい理解などについて、影響の大きい個別支援員に研修機会がより多くあれば良い。	完了	個別支援員の資質向上を図ることは重要である。現在、年2回研修会を実施しており、その内容を充実していきたい。
	27	インクルーシブな教育環境づくりのため、地域全体の意識喚起が必要。	検討中	保護者や地域住民の理解が高まることは大切なことであると認識しており、今後検討していきたい。
	28	児童生徒の自立に向けて、専門家と支援員が連携し計画的に取り組むことが必要。	完了	御意見の方向で、実施しているところである。
学校運営協議会事業	29	学校の活性化と地域の活性化を両立していただきたい。	着手中	地域コーディネーターが地域コミュニティ組織及びその事務局と連携することによって、学校の活性化と地域の活性化が図られるか検証していきたい。
	30	教職員の多忙化解消につながる運営を期待したい。	着手中	学校運営協議会の事務局を地域コーディネーターが担うことで、教職員の負担につながるかを検証していく。
	31	運営協議会のメンバーに、地域団体だけでなく他の活動グループや市民委員を含むと良い。	検討中	学校運営協議会委員は、校長の推薦によるものとなるが、今後研究していきたい。
	32	各協議会同士の情報交換や、モデル的活動の共有などが必要である。	完了	小学校全校に学校運営協議会が設置される平成31年度（令和元年12月）に、各協議会の取組について共有することや、学識経験者から他の事例等を聞くといった「学校運営協議会の推進に関する連絡協議会」を開催していく。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	33	地域主体での運営の定着、地域住民への認知度の向上、協議結果の周知が求められる。	着手中	これまでに、市民に向け「市民につたえようおだわらの教育」の発表や、広報への掲載、また指導主事が学校へ出向き、コミュニティスクールの概要説明をしてきた。また、学校も学校運営協議会の設置に向け、学校だよりなどで周知し、認知度が高まるよう取り組んでいる。
	34	市外研修視察等のための予算措置を図るべき。	未着手	学校運営協議会の立ち上げに際し、各校の学校運営協議会委員の代表者には、国が主催するフォーラムに参加するための予算措置はしている。現段階では、視察するような先進的な自治体もないため、予算措置は考えていない。
（学 小 校 ・ 施 中 設 ・ 維 持 幼 ） ・ 管 理 事 業	35	学校施設を地域の高齢者や障がい者ほかすべての人が利用できるよう、「みんなのトイレ」の設置が望ましい。 ※「みんなのトイレ」とは、手すり、洗面器、鏡、乳幼児用ベッド、オストメイト対応の水洗器具などを配置するほか、異性による介助の場合にも配慮したユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、障害者、高齢者はもとより、だれもが円滑に利用しやすいトイレのこと	完了	校舎には「みんなのトイレ」は設置していないが、富水小学校と町田小学校の屋内運動場に「みんなのトイレ」を設置している。今後、新築、増改築の際には「みんなのトイレ」の設置を設置していきたい。なお、小中学校のトイレ全面改修の際には、ケガ、体が不自由な児童・生徒の利用を考慮し、各階、男女に1か所ずつ車いすに対応したトイレ（手摺り付き）を設置している。今後も継続していく方針である。 26年度工事：町田小8か所、白鷗中8か所、国府津中8か所 28年度工事：曾我小8か所、千代中8か所、橘中6か所 29年度工事：久野小8か所、報徳小8か所、鴨宮中6か所 30年度工事：芦子小6か所、東富水小8か所、富水小6か所
	36	学校施設の地域住民への開放に伴うリスクの洗い出しと検討、複合化・多目的化に向けたプラン策定には特にソフト面から具体的な検討を加えるべき。	完了	現在、早川小学校を早川まちづくり委員会への事務局として開放しており、玄関を生徒と区別したり、事務局の部屋の鍵の管理方法を定める等、セキュリティに配慮しているが、地域開放については、セキュリティをどのように確保していくかが課題である。平成32年度末までに学校施設長寿命化計画を策定するよう文部科学省から示されており、その中で複合化・多目的化の一つとして検討していきたい。
	37	危険を伴わない軽微な修繕は、教師、PTA、市教育委員会、自治会などが協力して一覧を作成し、地域のマンパワーを活用するといった工夫があっても良い。	完了	平成31年度から、学校の軽微な修繕については、地域団体（PTA、おやじの会など）から自主的な修繕の申し出があった際に必要な資材の支給を行う「学校施設修繕ボランティア活動支援事業」を開始した。
	38	校内の樹木の管理を徹底していただきたい。	完了	平成31年度については、倒木等の危険がある樹木について早急に対処するため、30年度と比較し樹木伐採選定委託料の予算を増額計上した。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
	39	ブロック塀の未対応部分についても急ぎ検討をお願いしたい。	着手中	計18校・園の37箇所のブロック塀について撤去及びフェンス新設することとしたが、芦子小学校2か所、山王小学校1か所、酒匂中学校3か所、酒匂幼稚園3か所以外については、平成30年度中に施工を完了する。 芦子小学校2か所については、大雄山線線路敷と近接していることから、また山王小学校1か所については、セットバックする必要があるため、施工方法について建築課と協議中である。酒匂中学校3か所、酒匂幼稚園3か所については、工事の仕様変更に伴い、資材の納期に日数を要するため、工期を平成31年6月末まで延長することとした。
お キ だ ヤ わ ン ら パ 事 ス 業	40	「キャンパスおだわら情報誌」の配布先に幼稚園や小・中学校、公民館、病院等を加えたり、児童生徒向けのイベント情報を学校に届けるといった工夫があってもよい。	着手中	既に一部の幼稚園や小・中学校、公民館、病院等には配布を行っているが、すべては網羅できていないため、配布先の拡大について、協働実施団体と引き続き検討していく。 <u>児童生徒向けイベント情報を別途学校に届けることについては、コスト面等の課題があるため、協働実施団体と協議していきたい。</u>
	41	電子媒体への移行も検討も今後は必要になると思われる。	着手中	紙媒体の「キャンパスおだわら情報誌」を毎月発行から隔月発行にすることで生まれたマンパワーや資金を、SNSなど、電子媒体を使った情報発信に振り分けるなど、広く市民に情報を行き届けるための改善を始めている。
	42	参加者アンケートを作成し、効果や情報入手経路などを収集・分析し、効果的な予算運用を図るべき。	完了	キャンパスおだわら共通のアンケート項目を定めたひな形を作成、運用、分析している。 現在、そのアンケートを活用している範囲が、「行政（生涯学習課）」および協働実施団体である「NPO法人小田原市生涯学習推進員の会」が実施する講座にとどまっているため、引き続き、キャンパスおだわら情報誌等に掲載された講座などでの利用を呼び掛けていきたい。
	43	紙面の見せ方の工夫がもう少し欲しい。	着手中	講座情報以外にも、興味関心を引く生涯学習情報などを掲載すべく、協働実施団体を中心に検討を進めている。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
担 官 い 民 手 協 育 働 成 に 事 よ 業 る ま ち づ く り	44	受講者が受講後に活躍する場を考えた講座設定が望まれる。	着手中	おだわら市民学校は原則2年制としており、1年目の基礎講座「おだわら学講座」で、小田原市内のさまざまな魅力や課題を知り、郷土愛を育んだ後、2年目は「専門課程」として、それぞれの興味関心のある分野に進み、学びを深めるとともに、その分野で実践している団体や個人と繋がりをつくることで、受講後の実践活動に結び付けることを狙いとしている。 昨年度から実施している1年目の「おだわら学講座」および、今年度から新たに実施する2年目の「専門課程」実施状況を鑑みながら、講座のブラッシュアップを図ってまいります。
	45	受講者が受講後に職に就くための道筋をつけていく必要がある。	完了	おだわら市民学校で想定している担い手は、職としての担い手に限るものではないが、受講後の活躍の場を想定し、実践活動に結び付けることを狙いとした講座を展開していく予定である。
	46	何のために行うのか、年齢層なども含めてもう一度検討が必要では。	完了	実施目的は明確であり、「おだわら市民学校」は、昨年度から開始した事業でもあるため、今後の受講者の反応や、受講後の活動状況などを確認しながら、ブラッシュアップを図っていきたい。

平成 30 年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	匿名	移動式ホワイトボード	不明	国府津中学校備品として
2	山北町岸 神奈川県塗装協会小田原支部 青年部	園庭遊具塗装	297,000 円	前羽幼稚園の備品・施設のため
3	小田原市矢作 小田原市立矢作幼稚園 保護者と教師の会 会長 山崎 美枝	教材棚 2 台、運動棒 1 セット	128,063 円	矢作幼稚園の備品として
4	小田原市本町 小田原市立三の丸小学校PTA 会長 村上 文彦	耐火金庫 1 点、両開きキャビネット 1 点	130,032 円	三の丸小学校の備品・施設として
5	川崎市麻生区片平 本田 希枝	The earth (油絵 F150)	6,000,000 円 相当	大窪小学校校内展示用(開校145周年記念)として
6	小田原市栢山 日比野 清太郎	セパレート式卓球台	70,000 円	東富水小学校クラブ用備品として
7	東京都港区西麻布 富士フィルム株式会社 小田原市延清 株式会社 スズキ	アルコールクロス 483 ボトル アルコールスプレー 20 本	532,600 円	酒匂中学校のインフルエンザ予防対策として
8	小田原市柳新田 小田原市立報徳幼稚園 保護者と教師の会 会長 酒井田 めぐみ	シューズボックス	131,038 円	報徳幼稚園の備品として
9	小田原市柳新田 小田原市立報徳幼稚園 平成 30 年度卒業園児 保護者代表 酒井田 めぐみ 平成 30 年度保護者と教師の会 会長 酒井田 めぐみ	ままごと道具(木のキッチン流し台)	90,000 円	報徳幼稚園の備品として

10	小田原市本町 小田原白梅ライオンズクラブ 会長 大滝 靖生	中学校理科教育備品	405,488 円	市立中学校の理科教育備品として
11	匿名	煙草盆ほか2件（全3点）	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
12	海老名市本郷 清水 実	北条家虎朱印判状（永禄5年6月12日）ほか1点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
13	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園 保護者と教師の会 会長 立木 彩加 平成30年度卒園児 保護者代表 立木 彩加	講演台	132,383 円	東富水幼稚園の備品として
14	匿名	教室用石油ストーブ	47,520 円	橘中学校の備品・施設として
15	小田原市小台 報徳小学校 報徳会 会長 井上 淳一	児童用図書31冊	70,524 円	報徳小学校児童用図書として
16	小田原市小台 報徳小学校PTA	折りたたみチェアほか2件（全76点）	161,452 円	報徳小学校の消耗品として
17	小田原市成田 小田原市立豊川小学校PTA 会長 小松 秀樹	体育館ステージ幕（上部）一式	154,656 円	豊川小学校の備品・施設として
18	小田原市国府津 小田原市立国府津小学校PTA 会長 杉山 大輔	回転式黒板	47,300 円	国府津小学校の備品として
19	小田原市寿町 小田原ロータリークラブ 会長 高木 裕一	絵本33冊・他1セット 紙芝居1セット	59,764 円	公立幼稚園6園の備品として
20	小田原市板橋 小田原市立大窪小学校PTA 会長 鈴木 隆浩	コロナ石油ストーブ4台	334,800 円	大窪小学校の教育活動に活用する物品として

21	匿名	リペットバトンほか1点	31,200円	下中幼稚園の備品・設備として
22	小田原市前川 小田原市立前羽幼稚園 保護者と教師の会 会長 石井 規子	ドリームトンネル・マット・収納袋ほか5件（全27点）	217,100円	前羽幼稚園の備品として
23	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 株式会社みずほフィナンシャルグループ 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン 1,452枚	非公開	市立小学校新入学児童への配布物として
24	小田原市北ノ窪 神保 和代	野崎幻庵作 赤小型茶碗ほか2件（全3点）	300,000円	郷土文化館の展示・研究資料として
25	小田原市国府津 武井内科医院 武井 和夫	朝日写真ニュース パネルセット一式	97,200円	前羽小学校の備品・設備として
26	匿名	和太鼓 スタンド付	14,500円	下中幼稚園の備品として
27	小田原市栄町 株式会社 中村屋 ナック 商店会	メタルキッチンセットほか7件（全14点）	58,262円	市立幼稚園の備品として
28	小田原市中町 藤平 徳子	外被ほか12件（全26点）	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
29	東京都新宿区西新宿 日本マクドナルド株式会社 コーポレートリレーション本部 CSR部 統括マネージャー 高崎 明美	安全笛 1,500点	不明	小学校新入学児童への配布物として

30	匿名	エンジンプロワ	42,721 円	橘中学校の備品として
31	匿名	エアコン	288,360 円	橘中学校の備品設備として

事務担当
教育総務課 総務係
電話：33-1671

平成 30 年度下半期教育委員会職員の公務・通勤災害の状況について

災害発生期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

被災職員	所属 職名	傷病名	災害発生状況
該当者なし			

平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

小田原市いじめ防止対策調査会長

嶋崎 政男 様

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

不登校重大事態の発生に伴う調査について（諮問）

小田原市いじめ防止対策調査会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

(1) 次に掲げる事項についての調査

- ・ 本件重大事態についての事実関係
- ・ 本件重大事態に対する教育委員会・学校の対応等

(2) 再発防止に関する事項

2 諮問事由

市立学校に在籍する子供の保護者から、当該子供の不登校（欠席 30 日以上）の原因となっている「いじめ」について第三者委員会による調査の要望がありました。

このため、本件をいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する重大事態として調査することを目的として、小田原市いじめ防止対策調査会（第三者委員会）に諮問するものです。

（事務担当：教育総務課 総務係 33-1671）